

基本方針3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現

人権は、すべての人間が幸福な生活を送るために欠かすことのできない権利であり、現在だけでなく将来にわたってすべての人に保障されるべきものです。

そのため、あらゆる教育の機会において人権尊重の理念を浸透させることで、多様性を認め合いながら、個人それぞれのよさを生かして、互いに協働し高め合うことのできる社会を実現することをめざしています。

人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域が一体となって社会的課題の解決に取り組むとともに、社会における様々な立場の人が、それぞれの豊かな経験や知識・技能を、次世代の育成支援や地域の人才培养に活用する取組を推進します。

1 学校・家庭・地域の連携の推進

「とくしま教育の日」関連行事の開催により、県民の方々の教育に対する理解を深めるとともに、子どもたちの基本的生活習慣の形成支援、放課後や休日における安全安心な居場所づくりを通して、学校・家庭・地域が一体となった教育体制づくりを進めます。

また、人権に関する学習活動や交流・体験活動を進める総合的な取組を学校・家庭・地域が一体となって推進し、人権尊重の学びの場をつくり、人権意識を高め、人権問題解決への行動力を育成し、その成果の普及を図ります。

施策1 【学校・家庭・地域の連携】

現 状

- 平成16年に「とくしま教育の日を定める条例」を制定し、とくしま教育の日（週間）を中心に、10月から11月にかけ、県民の教育に対する理解を深めるための様々な取組を学校や市町村、教育関係団体等で実施しており、地域住民や保護者など県民が参加できる事業として定着してきています。
- 放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用し、地域人材の参画のもと、学習・スポーツ・文化活動や交流活動等を通して、放課後の子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを行う「放課後子ども教室^{*1}」の開設を推進し、現在（平成24年度）、県立聾学校の取組を含め、県内50か所で教室が開催されるなど、放課後の子どもの居場所づくりが広まっています。また、総合的な放課後対策として、福祉部局が推進する「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）と連携した取組（放課後子どもプラン^{*2}）を推進しています。
- 子どもの読書活動を推進するため、平成21年3月に「徳島県子どもの読書活動

*1 放課後子ども教室：地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する、すべての子どもを対象とした、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）。

*2 放課後子どもプラン：平成19年度から文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」の連携により、原則として、すべての小学校区で放課後等における子どもの安全で安心な活動拠点（居場所）を確保しようとする総合的な放課後対策事業。

基本方針 3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現

推進計画〔第二次推進計画〕」を策定し、「とくしまの子どものためのブックリスト100プラス!」、「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト100ジャスト!」の発行やお話し会・講演会の開催、読み聞かせボランティアの養成等を行うことにより、子どもの読書活動推進の気運が高まっています。

- 学校・家庭・地域が一体となって、人権教育の総合的な取組を進めるために、「人権教育総合推進地域」を指定し、地域全体で人権意識を培う実践的な研究を進めています。
- 学校や家庭、地域における人権研修や学習活動で活用できる人権教育資料を作成しています。

課題

- 「とくしま教育の日（週間）」の事業内容の充実と発展に努めるとともに、学校教育及び社会教育の振興に社会全体で取り組むために、さらに広く県民に事業を普及、啓発する必要があります。
- 県内14市町において、「放課後子ども教室」が開設されており、新規に教室が開設される一方で、児童数の減少や運営支援者確保の困難により、閉鎖する教室が出てきています。また、財政的な状況も含め、地域の様々な状況により、「放課後児童クラブ」か「放課後子ども教室」のいずれか一方を開設する地域が多くなっています。
- 子どもの読書活動推進に関して、県民からの意見を反映させた推進活動によって、県民総ぐるみで取り組む子どもの読書活動推進の気運を高めていく必要があります。
- 子どもの育成にかかわる様々な人々や関係機関が連携・協力して、自分も他の人も大切にできる人権教育に取り組む必要があります。
- 人権について学ぶことができる多様な学習機会や学習資料を提供するとともに、協力的・参加的・体験的な学習活動の充実が必要です。

今後の取組

- 「とくしま教育の日」にふさわしいシンボルマークを作成、活用し、広報及び啓発に努めるとともに、より効果的な事業を実施します。
- 「放課後子ども教室」の設置を推進し、「放課後子どもプラン」による連携を深め、全小学校区の85%以上の校区において放課後や休日における体験活動を推進する子どもの居場所づくりを進めます。
- 平成26年3月に「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第三次推進計画〕」を策定するとともに、読書活動を推進するイベント（研修会・講演会等）を開催します。
- 学校・家庭・地域が一体となり、自分も他の人も大切にできる子どもを育てる等、人権教育の総合的な取組を推進するとともに、その成果を発表会やリーフレット等で県内に発信し、積極的に普及します。
- 幼児児童生徒や保護者、地域住民の人権尊重の理念の浸透を図るために、実践的に研究するモデル事業を実施するとともに、今日的な人権課題や地域の実情に応じ

た人権教育資料の作成及び既存の人権教育資料の活用促進を図っていきます。

施策2 【家庭の教育力の向上】

現 状

- 平成11年から家庭教育支援者の養成に取り組み、これまで1,572名が養成講座を受講し、スキルを持った多くの家庭教育支援者が各地域で活動しています。また、保護者にとって、より身近なところで支援者が活動できる環境を整備するため、平成23年度からは、保護者にとって最も身近な「祖父母」世代を対象とした支援者の養成を行っています。
- 平成22年度からは、家庭の教育力の向上として、「父親」を対象とした家庭教育・地域教育参画を促進するための講座を実施し、多くの父親が参加するなど、父親の家庭教育への関心が高まっています。また、次世代において親となる「高校生」の親としての心構えを準備するため、「高校生」と乳幼児等との交流の機会を提供しています。
- 「早寝 早起き 朝ごはん」をはじめとした、子どもの基本的な生活習慣確立の気運を高めるため、夏期休業を中心とした「早寝 早起き 朝ごはんとエコ活動」の取組事例を募集・表彰するなどにより、「早寝 早起き 朝ごはん」運動が学校、PTAにおいて浸透してきています。

課 題

- 保護者自身の教育力の向上を図るとともに、支援を必要とする保護者が、必要な支援を受けられる社会を作る必要があります。
- 「早寝 早起き 朝ごはん」運動を個人から家庭、家庭から地域へ、広げていく必要があります。

今後の取組

- 父親の家庭教育・地域教育参画を促進する講座や次世代において親となる高校生を対象に乳幼児等と交流する機会を提供するとともに、保護者にとって最も身近な支援者である祖父母世代を対象とした支援者の養成を行います。
- 子育てに悩む保護者をはじめ、祖父母、県民が誰でも学べる家庭教育に関する学習機会を提供します。
- 「早寝 早起き 朝ごはん」をはじめとした、子どもの基本的な生活習慣確立の気運を高めるため、夏期休業を中心とした「早寝 早起き 朝ごはんとエコ活動」の取組を募集・表彰します。

2 とくしまの教育力の活用

地域住民の教育支援活動への参画を通して、地域ぐるみで子どもたちを育てる気運の醸成を進めます。また、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため、学校

基本方針 3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現

評価の成果・課題等を集約して市町村教育委員会及び学校に指導・助言・啓発を行うとともに、学校や地域の実情を踏まえた実効性のあるコミュニティ・スクール^{*1}の制度活用ができるように積極的な情報提供等を行います。

施策 1 【学校の応援団づくり】

現 状

- 平成20年度から、コーディネーター^{*2}の配置などによる学校支援ボランティアの組織化、「学校支援地域本部^{*3}」設置を進め、現在（平成24年度）、5市町に16本部が設置されるなど、地域が学校を支援する体制づくりが広がっています。
- 本県独自の制度として、平成23年度から、学校支援活動を行う地域団体の連携組織を「学校の応援団」として認証する「学校サポートーズクラブ^{*4}認証制度」に取り組んでおり、平成23年度は、13市町の35クラブを認証し、地域が学校を支援する気運が高まっています。
- 各小・中学校教員や保護者などを対象に、地域による学校支援事例の発表等を行う「学校・家庭・地域連携支援フォーラム」を開催し、地域人材による学校支援ボランティア活動への理解が広がっています。

課 題

- 「学校支援地域本部」の設置市町村数が5市町にとどまっていることから、「学校支援地域本部」の立ち上げ・運営について未設置の市町村・学校の理解を広める必要があります。
- 地域の団体の連携による学校支援組織である「学校サポートーズクラブ」の活動が全ての市町村において展開されるよう、「学校サポートーズクラブ」制度の広報周知をより一層行う必要があります。
- 「学校支援地域本部」・「学校サポートーズクラブ」による学校支援活動の充実を図るため、各「本部」・クラブに対して学校支援活動に関する情報提供や支援を行うことが必要です。

今後の取組

- 学校・家庭・地域の連携協力のもと、地域の教育力を向上させるため、地域ぐるみの学校支援事業（学校支援地域本部の設置）の取組、学校サポートーズクラブの

*1 コミュニティ・スクール：教育委員会から任命された保護者や地域住民等が、合議制の機関である「学校運営協議会」を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組。

*2 コーディネーター（学校支援地域本部）：学校支援地域本部において、学校・地域関係者からなる地域教育協議会からの学校支援ボランティア派遣並びにボランティアとの合同行事開催の要請等を受け、ボランティアの募集・登録、派遣のための連絡調整を中心に行う者。

*3 学校支援地域本部：地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、教員が子どもと向き合うことのできる時間の増加、住民等の学習成果を活用する機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図ることを目的とし、中学校区程度に設置され、学校・地域関係者からなる地域教育協議会、地域コーディネーター、学校支援ボランティアから構成される組織。

*4 学校サポートーズクラブ：地域による学校支援をさらに促進するため、本県独自の取組として、平成23年度に創設した制度により認証したもので、地域の自治体、婦人会、青年団、老人クラブ、ボランティアグループ等の既存団体による連携・連合体。

認証をさらに推進し、全市町村において学校サポーターズクラブを認証します。

- 地域からの学校支援を推進する専門的人材として、学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト^{*1}を養成・認定し、認定者を県内の小学校区に派遣します。
- 地域人材による学校支援ボランティア活動への理解をさらに広めるため、「学校・家庭・地域連携支援フォーラム」を開催します。

施策2 【開かれた学校づくり】

現 状

- コミュニティ・スクールについては、文部科学省委託事業である調査研究事業を受けたモデル校が平成24年度までに13校あり、調査研究後、町教育委員会からコミニティ・スクールの指定を受けた学校が5校です。調査研究及び指定を受けた学校においては、地域の意見を学校運営に生かした開かれた学校づくりに向けた取組ができるようになっています。
- 学校評価^{*2}においては、実施状況調査を行い、実施状況や成果及び課題を明らかにするとともに、集計・分析結果を市町村教育委員会や各学校に通知して、学校評価の充実改善に向けた取組を推進しています。学校関係者評価^{*3}については、平成23年度間の実施率は公立学校で96.4%，県立学校で100%となっており、平成24年度までに県内全ての公立学校における実施及び結果の公表をめざしています。
- 各県立学校では、オンラインハイスクール事業などを通じて、各校の特色を活かした「開かれた学校づくり」を取り組んでいます。

課 題

- コミニティ・スクールにおいては、現在の取組を継続的なものにしていくための工夫や学校運営協議会^{*4}のメンバーに幅広く人材を確保すること、地域連携コーディネーターの多忙化を改善するなどの必要があります。
- 学校関係者評価においては、小・中学校での実態を踏まえて、さらに実施率を上げていく必要があります。
- 各県立学校の特色を活かした「地域開放」の在り方について検討する必要があります。

*1 学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト：これまでの各種講座等で学んだ学習成果・学習歴を活かし、各地域の学校・家庭・地域の連携を推進することにより、地域の教育力を高めるとともに、地域の絆を強め、その絆のもと防災はじめとした「まちづくり」を支援する人材。

*2 学校評価：自己評価、学校関係者評価、第三者評価を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組。

*3 学校関係者評価：保護者や地域住民などの学校関係者が、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行う評価。

*4 学校運営協議会：法律に基づき、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することで、地域に開かれ、地域に支えられるより良い学校づくりを実現するために、市町村教育委員会が設置する合議制の機関。

今後の取組

- コミュニティ・スクールにおいては、指定及び調査研究を受けた学校における成果や課題を明らかにするとともに、その結果を広く公開・周知していきます。併せて、コミュニティ・スクールを導入していない市町村教育委員会や学校に対しても、実態及び意識調査を行い、その調査結果に基づき、それぞれの学校や地域の実情を踏まえた実効性のある制度活用ができるように積極的な情報提供等を行います。
- 学校評価においては、公立学校における実施状況調査を実施し、各学校での成果・課題等を集約し、市町村教育委員会及び各学校に周知するとともに、指導・助言・啓発を行います。
- 地域開放プランにおいては、これまでの学校と地域との交流活動を発展させ、学校の特色を活かした地域貢献活動に取り組みます。

3 幼児期の成長を支える取組の推進

幼稚園と保育所、認定こども園、小学校との連携・接続を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を推進するとともに、家庭、地域社会の教育力を生かしたネットワークを構築することにより、幼児の日々の生活の連続性を踏まえた幼児教育の充実に取り組みます。

施策 1 【幼児教育の充実】

現 状

- 幼稚園においては、「遊び」という直接的・具体的な体験を通して、興味・関心を広げ、人とのかかわり、仲間との協働的な経験、規範意識や思考力の芽生えなど、大切な学びを獲得し、生涯にわたる「生きる力」の基礎を育むための教育が行われています。
- 子どもの育ちが変化してきており、食生活など基本的生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足、集団生活にうまく適応できないなどの問題が指摘されています。
- 幼児の保護者が、相談等の必要な支援が受けられるよう、身近な人材である「祖父母」世代をはじめとした家庭教育支援者の養成を行い、それぞれの地域で活動しています。
- 幼児の基本的な生活習慣確立の気運を高める「早寝 早起き 朝ごはん」運動が、幼稚園、PTAにおいて定着してきています。

課 題

- 適切な教育環境を計画的に構成し、幼児一人一人の発達課題に応じた指導を通して、健やかな成長を促していくことが幼稚園教育に求められています。
- 保護者が子育ての喜びを感じたり、その重要性に気付いたりできるよう、子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援が求められています。
- 保護者自身の教育力の向上を図るとともに、支援を必要とする保護者が、支援を

受けられる社会をつくる必要があります。

- 「早寝 早起き 朝ごはん」運動を幼稚園・PTAから地域の取組に広げていく必要があります。

今後の取組

- 幼稚園においては、子どもたち一人一人の小学校以降の発達を見通した上で、幼児期に育てるべきことを幼児期にふさわしい生活を通してしっかりと育て、小学校以降の自ら学ぶ意欲や自ら学ぼうとする力の基礎を培う教育活動に取り組みます。特に幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、生活経験や発達の過程を考慮しながら、道徳性や規範意識の芽生えを培う指導の充実を図ります。
- 幼稚園等から小学校への円滑な移行に向け、小学校教育との連携・接続を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。
- 幼稚園等施設、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を發揮しながら連携し、ネットワークを構築することにより、幼児の日々の生活の連続性を踏まえた幼児教育を推進します。
- 学校教育のはじまりである幼稚園では、幼児期にふさわしい生活を計画的に展開し、幼児の健やかな成長を促す幼稚園教育を提供するため、教員の資質及び専門性の向上を目的とした研修の充実を図ります。
- 幼児を持つ保護者にとって最も身近な支援者である祖父母世代を対象とした支援者の養成を行い、幼児の保護者（父親、母親）の家庭教育を支援するとともに、県民が誰でも学べる家庭教育に関する学習機会を提供します。
- 「早寝 早起き 朝ごはん」をはじめとした、幼児の基本的な生活習慣確立の気運を高めるため、夏期休業を中心とした「早寝 早起き 朝ごはんとエコ活動」の取組について、幼児のいる家庭、幼稚園、PTA、地域からの取組を募集・表彰します。

施策2 【預かり保育の充実】

現 状

- 幼稚園では、地域の実態や保護者の要請に応じ、幼稚園の教育活動の一環として、教育課程に係る教育時間の終了後等に、希望する者を対象に行う「預かり保育」を実施する幼稚園が増えてきています。
- 預かり保育の実施率は、平成24年度調査の県内公立幼稚園実施市町村は18、実施幼稚園は122園で、実施率は86.5%、県内私立幼稚園では12のすべての園で実施しており、県全体では87.6%となっています。
- 指導体制などの条件整備に関する市町への指導・助言を行っています。

課 題

- 預かり保育の充実を図るための人員の確保が必要です。
- 保育内容の工夫・改善等の質的向上を図るために、指導体制の整備や施設等の整

基本方針 3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現

備が必要です。

- 幼児の心身の負担が少なく無理なく過ごせるような保育内容の工夫や環境づくり、及び安全上の配慮等が必要です。

今後の取組

- 県内の市町に対して預かり保育に関する調査を実施し、その実施状況や課題などを把握し、保育内容の工夫や指導体制の充実・安全上への配慮等がなされるよう、各市町へ指導・助言を行います。
- 県内における預かり保育の現状を、各市町に情報提供するとともに、地域のニーズに応じた預かり保育の充実を働きかけていきます。
- 「徳島県幼児教育振興アクションプラン」推進事業における、地域のボランティアの活用を図った預かり保育について、調査研究の成果の普及・啓発を行います。

4 社会教育における人権教育の充実

社会教育における人権教育は学校教育と相互に連携を図りつつ、生涯学習の視点に立って推進します。特に、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに対応した交流活動や研修会、研究大会等の人権に関する多様な学習活動を開催していくことで、同和問題をはじめ様々な人権問題について理解を図るとともに、人権尊重の意識の高揚に努めます。

施策 1 【生涯学習の視点に立った人権教育の充実】

現 状

- 各市町村等で実施された具体的な取組を持ちより、交流・学習するために研究大会を開催しています。
- 識字学級では、文字の習得のみにとどまらず、生活や文化を豊かにするための学習内容を盛り込むなどの取組や識字学級間、学校等との交流活動が行われています。

課 題

- 幼児期から高齢期に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフステージに対応した人権教育の充実を図り、一層の人権意識の高揚や人権感覚を身に付ける学習機会を提供する必要があります。
- 同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を視野に入れた、識字学級の交流活動の充実を図る必要があります。

今後の取組

- 人権教育の研修会や研究大会を開催し、各ライフステージにおける学習機会の確保と充実を図ります。
- 同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けての理解を深めるために、識字学級間の交流や識字学級に学ぶ交流学習の充実を図ります。

5 地域の教育に貢献する人材の育成

地域の絆を強め、地域の教育力を高めるため、人権教育や防災・減災をはじめとした地域の課題解決に取り組む人材の育成を進めます。

施策1 【人権教育推進者の養成】

現 状

- 社会教育における人権教育の推進を担う人権教育推進者を養成するための研修会を実施し、資質の向上を図っています。

課 題

- 各市町村の人権教育を充実させるために、内容や方法を検討し、企画力や指導力をもった人権教育推進者の拡大に努める必要があります。

今後の取組

- 人権教育・啓発を企画・運営する力や人権に関する指導力のある人権教育推進者の養成と確保に努めます。

施策2 【スキルを社会に還元する機会の充実】

現 状

- 平成18年度から、地域において子どもたちの体験活動、読書活動を促進する人材を養成する地域教育力再生事業「子どもの学びの場づくりコーディネーター研修」を実施し、これまで372名が研修を受講するなど、子どもたちの体験活動、読書活動推進に意欲を持つ人が増えています。
- 平成11年から家庭教育支援者の養成に取り組み、これまで1,572名が養成講座を受講し、スキルを持った多くの家庭教育支援者が各地域で活動しています。
- 平成23年度自然体験活動指導者養成事業を実施し、23名の全体・補助指導者を養成し、自然体験活動の指導者として活動しています。
- 「地域の絆ですすめる防災生涯学習プロジェクト」を実施し、養成した学校・家庭・地域連携支援スペシャリストを各地域に派遣するとともに、その成果については、「防災生涯学習キャンププロジェクトフォーラム」やウェブ・広報誌等を活用するなど、普及啓発に努めています。
- 県立総合大学校の受講者や各種生涯学習講座の修了生に、生涯学習情報システムの人材・指導者情報への新規登録を呼びかけ、指導者として学習成果を社会へ還元する機会を創出しています。

課 題

- 地域教育力再生事業「子どもの学びの場づくりコーディネーター研修」受講生や家庭教育支援者養成講座受講者と受講生の活動の場や支援を求める保護者とつなぐ機能を高める必要があります。
- 各種の講座や、生涯学習情報システムの人材バンク、自然体験活動の場の提供に

基本方針 3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現

努めるとともに、取得した学習成果を様々な機会を通じて学校や社会に還元するシステムが必要です。

今後の取組

- 地域における子どもたちの様々な交流・自然体験等のコーディネーター養成のための体験活動や各種講座で学んだ学習成果を活かし、「新しい公共」の視点から学校・家庭・地域の連携推進を支援するスペシャリストを養成し、県内の小学校区に派遣することによって、学習成果を還元するためのシステムを新たに構築し、地域の絆のもと地域の教育力の向上を図ります。

基本方針4 夢と希望に向かって学び続ける教育の実現

子どもから高齢者まで、県民一人一人の夢や希望を実現するために、生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざします。

そのために、「いつでも」「どこでも」学べる環境づくりに取り組み、学習に関する情報提供や相談が行える体制づくりを進めるとともに、学んだことを地域社会に還元できる機会の充実に取り組みます。

また、生涯にわたってスポーツに取り組める環境の整備を推進するとともに、地域の伝統文化や文化財を活用した学びや文化芸術活動のための生涯学習関連施設の充実に取り組みます。

1 多様なニーズに対応した学習機会の提供

県民の学習意欲を高めるとともに、県民に満足を与える学習機会を提供するため、質の高い生涯学習情報を提供する体制づくりを進めます。

日本語指導が必要な児童生徒を支援するためのネットワークを作り、帰国・外国人児童生徒が、早期に効果的な日本語教育が受けられ、生き生きと学校生活を過ごすことができるようになります。

施策1 【学習支援体制の充実】

現 状

- 多様な学習情報を提供するために、県と市町村及び県内生涯学習関連施設が連携し、収集した生涯学習情報をデータベースとして集積し、インターネットを利用して情報を発信しています。(平成23年度の閲覧ページ数：1,522,591ページ)
- 生涯学習情報システムでは、人材・指導者、団体・サークル、施設、視聴覚教材、マナビィセンター図書情報、講座・イベントの6種類の情報を県民に提供しています。
- マナビィセンター（総合教育センター1階）では、学習相談コーナー、図書コーナー、視聴覚ライブラリー等を設け、県民への学習支援を行うとともに、生涯学習課主催講座をはじめ各種講座を開設しています。(平成23年度マナビィセンター来館者数：46,877人、主催講座・参加者数：13講座・2,342人)

課 題

- 多様な学習機会を提供するため、県内の高等教育機関等や市町村教育委員会との連携を強化し、人材・指導者、団体・サークルの新規登録者数を増やしていく必要があります。

今後の取組

- 生涯学習情報システムでは、県民に新しい情報が提供できるように、県内の生涯学習に関する情報を収集し、随時ホームページを更新していきます。

基本方針 4 夢と希望に向かって学び続ける教育の実現

- マナビィセンターにおいては、県民の生涯学習の拠点となるように主催講座の充実と学習支援体制の強化を図っていきます。

施策2 【帰国・外国人児童生徒に対する教育の充実(再掲)】

現 状

- 今日の急速なグローバル化が進展する時代にあって、保護者の転居等により、海外からの児童生徒を学校へ受け入れることも急激に増えており、これに伴って日本語の理解力が壁となって学校の授業についていけないケースが生じています。
- 本県の帰国・外国人児童生徒は、県下全域に散在しており、平成22年5月、97人だったものが、平成23年5月には、120人と増加傾向にあります。
- 日本語指導が必要な児童生徒の母国語は、フィリピノ語が多く、ついで中国語、タイ語、英語となっており、アジア国籍が9割を占めています。

課 題

- 学習指導要領には、「海外から帰国した児童生徒等については、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと」とあり、帰国・外国人児童生徒に対する教育は、より一層必要となっています。
- 帰国・外国人児童生徒には、日本語が話せない児童生徒が多く、初期段階で日本の学校や学習の仕方等について説明することが必要です。
- 日本語指導には特殊なノウハウが必要となるため、指導者の育成が必要となります。また、各種関係団体とのネットワークづくりを進めることが大切です。

今後の取組

- 早期に正しい日本語指導を行う体制を築くことで、帰国・外国人児童生徒が早く学校に適応し、学力を向上させることができるよう支援します。
- 帰国・外国人児童生徒と共に学ぶことによって、学級の他の児童生徒も異文化に対する相互理解を深め、豊かな国際感覚を養うことができるよう、学習活動の工夫改善に努めます。
- 大学や各種関係団体等とのネットワークを構築し、日本語指導者や通訳ボランティア等、県内の有能な人材を有効に活用することで、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援を行います。

2 学びの環境の充実

生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざすための取組を、文化の森総合公園各館をはじめ生涯学習に関連する各施設において推進します。

文化の森総合公園各館においては、文化や芸術に直接ふれあう機会の充実を図り、子どもから高齢者、障害のある方々まで幅広く多くの県民に足を運んでいただける新鮮で魅力ある事業を実施します。

また、子どもから高齢者まで様々なライフステージ等に応じた学習環境を提供するため、公民館等の社会教育施設間の連携を進めます。

施策1 【文化の森総合公園文化施設の充実】

現 状

- 文化の森総合公園は、全国的にも類をみない「複合型文化施設」として開設され、20周年を迎えた平成22年11月には、「鳥居龍藏記念博物館」を加え、図書館、博物館、近代美術館、文書館、二十一世紀館と合わせて6館体制となりました。本県の芸術・文化の中核施設として、これまで、1,700万人余の利用がありました。
- 県立図書館においては、県内の図書館と連携し、「とくしまネットワーク図書館」を構築し、いつでもどこからでも県内公共図書館の蔵書の検索や、県立図書館資料のインターネットを通しての予約が可能となりました。
- 図書館、博物館、文書館においては、資料のデジタルコンテンツ化を進め、文化の森所蔵資料のICTによる活用環境の充実を図りました。

課 題

- 文化の森の所蔵する膨大な資料を、生涯学習の資料として活用が進むよう、一層の創意工夫が求められています。
- 開館22年が経過し、展示施設の更新や建物・設備の改修・修繕が必要です。

今後の取組

- 文化の森総合公園各館においては、資料の継続的な収集に努めるとともに、県内外施設との連携や、ボランティアスタッフの育成と協働の推進を図りながら県民目線にたった企画の立案・実施や、幅広い層の県民に親しまれる魅力ある企画展の実施、普及教育活動に努めます。
- デジタルコンテンツを効果的に活用し、文化の森の所蔵資料の活用を推進します。
- 計画的に建物・設備の改修を進めていきます。

施策2 【ライフステージ等に応じた学習環境の充実】

現 状

- 公民館においては、講座の開催や行事を通じて、地域住民の生涯学習の場としての活動や学校と連携することにより、児童生徒の健全育成事業が行われています。また、職員のいない公民館においては、地域住民が主体的に利活用し、地域住民の学習機会を提供しています。
- 牟岐少年自然の家において、子どもの健全な育成を図るため、小・中学校に自然体験・集団宿泊体験の機会を提供しています。(平成23年度利用者数19,363人)
- 各種団体の指導者養成や地域のリーダー育成により活動の促進・充実を図るため、活動に必要な知識・技能を養う研修機会を提供しています。

課題

- 常勤の公民館館長及び公民館主事の配置など職員体制の充実を推進する必要があります。
- 地域の学習情報の発信基地として、公民館施設・設備のインターネット等のＩＣＴ環境を整備する必要があります。
- 公民館同士をはじめ、社会教育施設間の連携や各種団体との連携を深める必要があります。
- 牟岐少年自然の家は、沿岸部に位置し、海の活動を中心とした施設であることから、比較的利用者の少ない冬期の利用拡大が必要です。
- 開催した研修会等の点検評価を行い、さらに充実した研修会等を計画する必要があります。

今後の取組

- 公民館職員を対象とした研修会等の内容を充実したものとし、公民館職員の意識やスキルの向上を図ります。
- 社会教育施設間の連携体制を確立し、社会教育施設を拠点とした地域住民がいつでも、どこでも学べる地域づくりを推進します。
- 牟岐少年自然の家において、体験活動メニューの充実と魅力ある主催事業の開催により、冬期の利用促進に努めます。
- 各種団体や地域の活動の促進・充実を図るため、ニーズに合った研修会を計画します。

3郷土とくしまから学ぶ機会の充実

子どもたちが、郷土の自然や歴史・文化に対して理解を深めることができるよう、学校での授業・課外活動において、文化の森総合公園各館が保有する資料の活用を図るとともに、学芸員等専門職員の講師派遣をより一層進めます。

学校において、児童生徒が身近にある伝統文化や文化財に触れ、学ぶことができるよう、学習機会の充実に努めるとともに、保存団体による伝統文化・文化財の継承と活用の取組が活発になるようにします。

施策1 【郷土とくしまに気づき学ぶ機会の充実】

現状

- 文化の森総合公園各館では、徳島の自然や歴史・文化についての資料や、徳島の歴史を語る公文書・古文書・写真、また徳島ゆかりの画家・彫刻家等の美術作品等の資料を収集・保存しています。所蔵する資料の展示や、資料の貸出、学芸員の出前授業等の普及教育活動により、郷土とくしまについて学ぶ機会を提供しています。
- 平成22年11月には、文化の森総合公園に「鳥居龍蔵記念博物館」を移転整備し、本県が生んだ偉大な人類学、考古学、民族学の先覚者である鳥居龍蔵博士の遺した貴重な資料を保存・展示し、その功績を広く紹介しています。

課題

- 博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館の保有する資料を活用し、学校等での郷土の学習を推進することが求められています。

今後の取組

- 子どもたちが、郷土の自然や歴史・文化に対して理解を深めることができるよう、学校での授業・課外活動での文化の森総合公園の利用を促進するとともに、博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館の所蔵する資料の貸出や職員の講師派遣をより一層進めます。

施策2 【伝統文化の継承と活用】

現状

- 多くの学校が、各教科や特別活動等において、保存団体や地域の人材を活用するなどして、阿波おどり・藍染め・人形浄瑠璃・大谷焼など、本県が全国に誇る伝統文化の継承に取り組んでいます。
- 民俗芸能など地域に伝わる文化財についても、各地の保存団体が継承と活用に努めています。
- 県教育委員会では、国の「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を紹介するなどして、郷土に伝わる伝統文化・文化財の普及、継承者の育成に努めています。

課題

- 本県が誇る伝統文化・文化財を継承・活用するために、県民がこれらを体験し、学ぶ機会を増やす必要があります。
- 保存団体等と連携し、児童生徒が伝統文化や文化財に触れ、体験できる機会を充実させ、子どもたちに伝えていく必要があります。

今後の取組

- 学校や保存団体による、伝統文化・文化財の継承と活用の取組を支援します。
- 「ふるさと文化人材バンク」を拡充することにより、児童生徒がふるさとの伝統文化や文化財を学び、理解を深めることで、郷土とくしまを誇りに思い、愛する心を育みます。
- 「文化遺産を活かした地域活性化事業等」の活用を促すなどして、伝統文化・文化財の普及・継承に努めます。

4 文化遺産を活用した学びの場づくり

県内所在の文化財について基礎調査を行い、文化財の適切な保存・活用を図るとともに、文化財を単体ではなく、「群」として捉え、県民の参加を得ながら総合的に活用することにより、文化財を活かした地域づくりをめざす各地域の取組を支援します。

施策1 【文化財の保存と活用】

現 状

- 本県には、国指定・選定文化財94件、県指定文化財333件等の文化財があり、それぞれ適切に保存・活用されています。
- 県教育委員会は国・市町村と連携し、新たな指定に向けて調査等にあたるとともに、貴重な文化財を後世に残すため、保存修理や整備を進めています。
- 貴重な文化財を災害から守るため、県教育委員会は「文化財災害対応マニュアル」を策定し、「文化財津波浸水予測図」を作成しました。
- 環境整備やボランティアガイドなど、住民の手で文化財を守り、活用しようという動きが広まっています。
- 国においても、地域に存在する文化財を、指定・未指定を問わず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための方策を進めています。

課 題

- 未指定文化財の中でも、重要なものは調査を進める必要があります。
- 国・県・市町村、所有者が協力して、文化財の保存修理、整備を計画的に進める必要があります。
- 「文化財災害対応マニュアル」は津波被害を想定していません。また、文化財は置かれた状況が異なるため、文化財に応じた防災対策を進める必要があります。
- 重要文化財の公開や地域の文化財めぐりなどの文化財の活用は、行政だけでなく、幅広い住民参加により進める必要があります。

今後の取組

- 県教育委員会が全県的な基礎調査、市町村が詳細調査を担当するなど役割分担をして、文化財の新指定を進めていきます。
- 国・市町村との連携を密にし、文化財の保存修理及び整備を進めます。
- 「文化財災害対応マニュアル」「文化財津波浸水予測図」を活用し、市町村・文化財所有者への注意喚起を図ります。また、それぞれの文化財の状況に応じた防災対策を進めていきます。
- 埋蔵文化財を含む文化財の総合的な活用を推進します。その際、文化財の情報の発信に努めることにより、住民参加による活用を図り、文化財を活かした地域づくりを進めます。

施策2 【いにしえ夢街道^{*1}】

現 状

- 近年、新たな史跡指定が相次ぎ、活用への期待が高まっていますが、本県は全国的に見ると、史跡の指定件数が少ない状況にあります。そこで、指定候補物件について調査を進め、地元との調整を行っています。
- 平成18年度から、国指定史跡や周辺の文化財をつなぎ合わせて、各市町村と連携しながら、文化財を活かした地域づくりを進めてきました。この結果、国指定史跡を中心とする4箇所の文化財活用ゾーンを設定することができました。平成23年度からは、新たなゾーン化をはかるための基盤づくりに取り組み、講演会や現地説明会、ウォーキングやミニ座談会を実施しています。
- 県域全体にわたる史跡・埋蔵文化財の保存・活用に向けての、情報の発信が求められています。

課 題

- 活用の核となる史跡の整備事業に対する支援の継続と保存目的の発掘調査に基づく史跡指定を積極的に推進する必要があります。
- 県西部、県南部では、新たなゾーン化をめざしての取組を行い、新ゾーンを拡大していく必要があります。
- 既設4ゾーンについては、各ゾーンで主体的な活動を促すための方策に取り組む必要があります。
- 文化財の保護・活用に向けて、県内外への情報の発信を行い、関係諸機関や団体による活用のための広域ネットワークのシステムづくりを進める必要があります。

今後の取組

- 重要遺跡の確認調査を行い、新たな指定・選定を推進するとともに、埋蔵文化財の適切な保存と保護・活用を図ります。
- 広報等で情報発信し、「いにしえ夢街道推進事業」の一層の周知を図ることにより、地元の文化財に関心を持ち、県民が「ふるさと徳島の歴史を再発見し、郷土を愛する心の育成を図る」ため、県民が参加・参画できるような取組をめざします。
- 県内における埋蔵文化財保護の拠点である埋蔵文化財総合センターの、文化財情報発信機能を強化していきます。また、「いにしえ夢街道実施計画」に基づき、県内各地をつなぐ情報システムを構築するとともに、活用価値を高め、文化財を活かした地域づくりを支援します。

*1 いにしえ夢街道：県内の史跡・文化財の総合的な活用を図ることで、県民の郷土を愛する心を育み、ひいては県域全体の活性化につなげていこうとする構想の名称。現在、県内6市町村に4つの活用ゾーンを設定している。現在設定している「4ゾーン」は、・中世から近世へ「室町ロマンから藩政へのみち（藍住町・徳島市）」・阿波のまほろば「古代政治のみち（徳島市・石井町）」・豪族の奥津城「古墳から寺院への道（美馬市）」・阿波の入り口「古代王権への道（鳴門市・板野町）」。

5 学び続ける場と機会の充実

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現をめざし、これまでの学習成果を指導者や教育支援者としての活動につなげることにより、さらなる生涯学習意欲の増進を進めます。

施策 1 【各種団体の活性化・人材育成】

現 状

- 「地域の絆ですすめる防災生涯学習プロジェクト」を実施し、学校・家庭・地域連携支援スペシャリストを養成しています。また、南海トラフの巨大地震に備え、学校と地域が連携して取り組む防災キャンプ^{*1}を推進しており、平成24年度は5つの学校・地域で防災キャンプを実施しました。
- 各種社会教育団体及び、社会教育団体相互の連携等により、子どもの健全育成を推進するとともに、子どもの体験活動などが進められています。
- 平成4年から県内の教職員を対象に社会教育主事^{*2}の養成を行っており、養成した社会教育主事は、地域の社会教育活動に対する指導・助言に加え、社会教育事業に関する企画・立案等を行うなど、社会教育行政の中心的な役割を果たしています。
(平成24年度までの養成人数：221名)

課 題

- 南海トラフの巨大地震に備えるためには、学校防災と地域防災との連携が必要です。地域防災を進める各種団体との連携とともに、学校と地域団体とをつなぐ人材が求められています。
- 社会教育団体を活性化することにより、子どものさらなる体験活動の充実を図る必要があります。
- 市町村教育委員会においては、資格を持つ社会教育主事が配置されていない市町村があり、社会教育行政を推進するためにも、社会教育主事を養成する必要があります。また、社会教育主事としての専門性の向上等を図るなど、資質の向上も必要となっています。

今後の取組

- 地域における子どもたちの様々な交流・自然体験等のコーディネート活動や各種講座で学んだ学習成果を活かし、「新しい公共」の視点から学校・家庭・地域の連携推進を支援するスペシャリストを養成し、地域の絆のもと地域の教育力の向上を図ります。
- 学校と地域との連携による防災キャンプの意義及び実施モデルを提示し、各地域

*1 防災キャンプ：未曾有の被害をもたらした東日本大震災を受け、各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムを実践する活動のこと。

*2 社会教育主事：都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれ、一定の資格を有し、社会教育法の規定に基づき、社会教育を行う者に、専門的・技術的な立場から助言と指導を行う者。

での防災キャンプを推進し、連携を図ります。

- 社会教育団体の活性化を図るため、社会教育団体との連携、社会教育団体の研修の充実に努めます。
- 社会教育主事または生涯学習・社会教育関係職員を対象とした研修会を実施し、資質の向上を図ります。

施策2 【学習成果を社会に還元する機会の充実】

現 状

- 県立総合大学校では、講師等として地域社会に貢献する意欲を持ち、認定試験に合格した方を「とくしま学博士」として認定しています。
- 地域における生涯学習のリーダーを育成し、家庭・地域の教育力を再生するために「女性のためのスキルアップ講座（女性地域教育推進者養成講座）」、「子どもとふれあう子育て講座～孫育てホンワカアップ講座～（家庭教育支援者養成講座）」、「父親力ルネサンス推進講座（父親家庭・地域教育推進者養成講座）」、「子どもと放課後のしみ隊講座（子どもの学びの場づくりコーディネーター研修）」等を開催し、各種講座の受講者や修了者に、「生涯学習情報システム」の人材・指導者情報（「まなびーあ人材バンク」）への新規登録を呼びかけ、学習成果を社会で発揮できる機会を提供しています。（平成23年度の人材・指導者、団体・サークルの新規登録件数54件）
- 学校・家庭・地域の連携支援スペシャリストを養成し、地域教育力の向上と地域の人材活用を進めています。

課 題

- 地域には優れた知識と技能をもつ人材が多数いるため、その方々が力を発揮できる機会と場所を創出していく必要があります。
- 学校・家庭・地域の連携スペシャリストを養成し、その方々を各地域に派遣し地域の核となる人材の育成と地域教育力の向上を図る必要があります。

今後の取組

- 市町村と連携を図りながら、地域の人材を「生涯学習情報システム」の人材・指導者情報（「まなびーあ人材バンク」）に新規登録してもらい、講師や指導者として活躍できる機会を創出します。
- これまでの学習成果を学校の教育支援につなげていけるように「地域ぐるみの学校支援事業」や「放課後子ども教室推進事業」を推進していきます。

6 生涯スポーツの振興

生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツを「する」ことだけでなく、「観る」「支える」ことも含めた様々な方向からスポーツへの参画を促進するとともに、ライフスタイルに応じた多様なニーズに応えるため、市町村やスポーツ関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、効果的な事業を展開します。

施策1 【生涯スポーツの充実】

現 状

- 本県の総合型地域スポーツクラブは平成24年7月時点で、22市町村に31クラブが設立され、育成率は91.7%と全国平均(78.2%)よりも高くなっています。また、クラブ会員数も毎年増加傾向にあり約7,700人がそれぞれの地域でスポーツ活動や健康づくりに取り組んでいます。
- 成人の週1回のスポーツ実施率65%をめざし、総合型地域スポーツクラブ等においてスポーツ教室やスポーツイベントを実施しています。
- 子どもの体力向上につながる運動やスポーツ活動への取組、幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣を身に付けさせるため、キッズスポーツインストラクターの養成を行っています。

課 題

- 総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの中核を担う組織に成長するためには、市町村や関係機関・団体等との有機的な連携、多様な運営財源を確保する必要があります。
- より多くの県民のスポーツ参加を促進するため、家族や仲間などと気軽に参加できる運動やスポーツ環境を整備する必要があります。
- スポーツ指導者の登録を行う「とくしまスポーツすだつネット」登録者の増加をめざすとともに、制度の認知度を高め、活用を図る必要があります。

今後の取組

- 総合型地域スポーツクラブと市町村や学校、競技団体などが円滑な連携を図ることのできる体制づくりに努めるとともに、総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの中核として公益的な活動に貢献できるよう、NPO法人格の取得を促進します。
- 総合型地域スポーツクラブにおいて、スポーツ実施率の低い特定の年齢層や性別などを対象にしたスポーツイベントやスポーツ教室を実施し、会員の増加につなげるとともにスポーツ実施率の向上をめざします。
- スポーツが日々の暮らしに定着し、だれもがそれぞれの年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しむことができるようスポーツイベントなどへの助成や情報発信などを行います。
- 総合型地域スポーツクラブにスポーツ指導者等を派遣し、子どもの体力向上や糖尿病など生活習慣病予防対策等の取組を推進するとともに、スポーツボランティアの養成と活用を図ります。

基本方針 5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現

南海トラフ巨大地震等の自然災害、上下校中における交通事故、いじめによる自殺などから、子どもたちの尊い命を守るために取組の重要性が以前にも増して高まっています。

そのため、ハードとソフトの両面から学校施設の耐震化、防災機能の強化を図るとともに、防災教育の充実、通学路の安全確保に地域や関係機関と連携して取り組みます。また、いじめの早期発見や相談支援体制の充実、多発する事件や事故から子どもたちを守るための教育を推進します。

また、子どもたちを育む教育環境が魅力あふれるものであり、かつ、信頼されるものとなるよう教育内容の充実や教職員の資質向上に一層取り組むとともに、それぞれの教育機関における運営体制の充実を図ります。

1 安全・安心なとくしまの学校づくり

県立学校や市町村立学校の耐震化を推進し、児童生徒が、安全・安心に学ぶことのできる教育環境の実現に努めます。さらに県立学校については、中核的な避難所として機能するように、施設・設備の強化・充実を進めます。

児童生徒が、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成や安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上を図るとともに、学校の安全体制を確保するため、防犯・交通安全・防災で関係者と連携して、幼児児童生徒の安全確保を図る取組を支援します。

また、児童生徒一人一人が生き生きと活動でき、「心の居場所」となる魅力のある楽しい学校づくりを推進します。

施策 1 【自然災害から命を守る教育環境の整備】

現 状

- 県立学校、市町村立小・中学校とも、計画的に耐震化事業を実施しており、平成24年4月1日現在の徳島県の耐震化率は、公立高等学校が74.4%（全国34位）、公立小・中学校は85.8%（全国21位）、幼稚園は74.8%（全国25位）、特別支援学校は77.6%（全国43位）となっています。
- 県立学校について、中核的な避難所として機能するよう、「県立学校避難所施設強化・充実事業」を、平成23年度に海部高校及び富岡東高校の2校をモデル校として実施し、平成24年度には新たに9校の整備が完了し（太陽光発電装置を除く）、平成30年度に全校の整備を完了する予定です。

課 題

- 平成27年度末の耐震化完了をめざし、県立学校再編の対象校については、今後、再編方針を考慮しながら耐震化事業を加速して進めていく必要があります。
- 市町村間で耐震化率に差があり、耐震化率100%の市町村がある一方で、遅れて

いる市町もあります。

今後の取組

- 平成27年度末の耐震化率100%に向けて、計画的に事業を実施していきます。
- 耐震化と併せて、施設の老朽化対策にも取り組みます。
- 耐震化が遅れている市町については、県の技術的な支援策を利用し、個別に指導・助言を行い耐震化が進むようになります。
- 「県立学校避難所施設強化・充実事業」については、平成30年度末までに全ての県立学校で整備が完了するよう実施していきます。

施策2 【自然災害等から命を守る教育の推進】

現 状

- 各学校においては、南海トラフの巨大地震等に備え、児童生徒自らが主体的に避難する行動力を身に付けるため、避難訓練を実施するとともに、各学校や地域の実情に応じた防災訓練を実施しています。
- 県教育委員会が作成した「学校防災管理マニュアル」に基づき、防災計画を作成して校内の防災体制を整備するとともに、「防災教育指導資料」等に基づき、教科や特別活動、総合的な学習の時間などにおける防災に関する学習、地震・津波などを想定した避難訓練などを実施しています。
- 平成23年度より地域防災スクール推進事業を実施し、県内の高等学校で「防災クラブ」を立ち上げ、クラブ員を中心に、学校防災活動や防災ボランティア活動を実施することにより、避難所運営ができる知識や技能の習得を図り、地域防災の即戦力及び将来の担い手を育成しています。

課 題

- 地震による被害は津波だけではなく、建物の崩壊や崖・山崩れなど地域によって想定される被害も異なることから、学校や地域の実情に応じた防災教育の実践や防災管理に取り組む必要があります。
- 児童生徒一人一人が、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成や安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上を図る必要があります。
- 教職員の防災教育に対する指導力や災害時における防災対応能力を高めるとともに、災害発生時の初動体制や地域との連携について学校の役割を確認する必要があります。
- 「学校防災ボランティア」の取組を支援するとともに、「防災クラブ」の活動を県内全体に拡げていく必要があります。

今後の取組

- 地域と連携し、地域の実情を反映した避難訓練等の取組を推進していきます。

- 学校での防災活動を推進し、家庭・地域で生かす防災教育を進めています。
- 防災に関する先進的な取組を各種研修会やホームページ等で広報するとともに、防災に関する研修会の実施や防災センター等の研修会に教職員の積極的な参加を促進します。
- 「防災クラブ」の実施校を拡大し、その活動内容を各種研修会やホームページ等で広報します。

施策3 【登下校・部活動・体育授業時の安全確保】

現 状

- 子どもの安全が脅かされる事件・事故は、依然として後を絶たず、本県でも平成23年度の不審者情報は前年度から44件増の262件が寄せられています。
- 子どもの安全・安心確保のため、現在、県内の全小学校区において9,236名（平成24年5月現在）のスクールガード（学校安全ボランティア）が、見守り活動を行っています。
- 県内においては、児童生徒の交通事故が年間で400件を越えており、中でも自転車使用中の事故が増えているため、「交通安全に必要な知識・技能の習得と交通安全意識の向上をめざして、指導を行うとともに、通学路の安全点検を実施し、危険箇所に対する対策を検討しています。
- 武道の円滑な必修化に向けて、保健体育科教員を対象とした講習会、外部指導者の派遣を行っています。
- 学校管理下における事故に適切に対応するため、注意を喚起するとともに、講習会等を行っています。

課 題

- スクールガードの高齢化が進んでおり、確保を図る必要があります。
- 学校数の減少により通学路の広域化が進み、安全・安心確保の対策を検討する必要があります。
- 児童生徒の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る必要があります。
- 学校管理下における事故への対応について、講習を受けた教員が、各学校で伝達する必要があるとともに、継続的に注意を促していくことが必要です。

今後の取組

- 学校の安全体制を確保するため、防犯・交通安全・防災の関係者と連携した取組を行います。
- スクールガードによる取組を継続的に推進し、市町村と連携して地域住民の積極的な参加を呼びかけていきます。
- 関係機関と連携した交通安全教育の充実を図り、通学路における危険箇所について、学校・教育委員会・警察・道路管理者が連携して対策を講じます。
- 学校管理下における事故については、今後も引き続き注意を喚起するとともに、

講習会等を開催します。

施策4 【教育相談体制の充実】

現 状

- 平成23年度の本県公立学校におけるいじめの認知件数は344件、不登校児童生徒数は1,019人であり、児童生徒のいじめ、不登校や問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあります。特に、小・中学校の不登校児童生徒の出現率は、全国と比べてみても深刻な状況にあります。その解決を図るため、教職員をはじめ教育に携わるすべての関係者一人一人が、緊急かつ重要な課題として受け止め、早急に対応することが求められています。

課 題

- 児童生徒のいじめ問題等を未然防止するとともに、児童生徒のいじめ・不登校等の兆候や変化をいち早く捉え、早期発見や早期解決を図る必要があります。
- インターネットや携帯電話を介してのいじめなどが一定数見られるため、情報モラルの育成が求められています。
- 不登校の対応については、児童生徒一人一人に応じた適切な支援が必要であり、専門家による支援等も重要となります。また、未然防止や早期対応も求められています。
- 問題行動等は、警察等の関係機関との連携を一層密接にした取組が求められています。
- 学校において、児童生徒が不安や悩みについて気軽に相談できる場所の確保と体制の充実が求められています。

今後の取組

- 児童生徒一人一人が安心して生き生きと活動でき、「心の居場所」となる魅力のある楽しい学校づくりや、いじめを許さない学校づくりを推進します。
- 児童生徒が、携帯電話等によって犯罪などのトラブルに巻き込まれ、被害者にも加害者にもなってしまうことが心配されます。児童生徒の被害を防ぐため、携帯電話会社、県警察本部の協力を得て、携帯電話安全教室を実施し、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性、有害環境対策フィルタリングの活用についての理解を深め、児童生徒や学校・家庭・地域を含めた情報モラルの向上に努めます。また、ネット上のいじめやトラブル・犯罪被害について、いつでも相談できる体制の充実を図ります。
- 教育相談体制については、いじめや不登校等の問題に対応するため、スクールカウンセラーの全公立学校への配置・派遣を継続するとともに、より困難な事例に対

しては、スクールプロフェッサー^{*1}の派遣など、外部の専門家等を活用した取組を充実させます。また、24時間対応の電話相談について、学校や家庭に周知し、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整えます。

- 県警察本部少年サポートセンターと県教育委員会を中心に、児童相談所・青少年育成補導センター等の関係機関が連携し組織した阿波っ子スクールサポートチームにより、問題行動等へ迅速に対応して、学校及び保護者への支援を推進します。
- 県警察本部と県教育委員会が締結した「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」を積極的に活用し、警察と学校とが連携をより密接にすることにより、児童生徒の安全確保や問題行動等の未然防止を図ります。
- 児童生徒の不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の解決を図るため、健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会を開催し、様々な立場からの幅広い意見をいただき、具体的で有効な対策を立案・実施します。

2 社会の変化に対応した魅力ある学校づくり

県民にとって魅力のある教育活動を展開していくための高校再編を進めるとともに、少子化の進行やグローバル化への対応など中長期的な課題に対する調査・研究を行い、社会の変化に対応したこれからの中高教육を創造していきます。また、全国に発信できる徳島ならではの取組を行う日本のオンラインハイスクールの育成をめざします。

特別支援学校においては、発達障害者総合支援ゾーン内にあるみなど高等学園や併置する盲学校・聾学校など、各特別支援学校が障害に対する専門性を發揮した教育の展開やセンター的機能を發揮した相談支援に取り組みます。

また、少人数学級編制や少人数指導等の実施に必要な教員の配置を行い、児童生徒に対するきめ細かな指導体制を整備します。

施策1 【新たな高校教育の創造】

現 状

- 学力格差の拡大や教育に対するニーズの多様化、社会のグローバル化への対応など高校教育を取り巻く環境は大きく変化をしています。また、県内においても少子化の進行が顕著となっており、平成7年度には3万人を超えていた高等学校の生徒数が平成24年度には約2万人となり、今後も県内高等学校の生徒数は減少していくと予想されています。
- これまでに活力と魅力ある学校づくりをめざして、平成21年4月に総合型専門高校として「徳島科学技術高等学校」を開校し、平成18年に策定した「高校再編方針」に基づき、平成24年4月に「鳴門渦潮高等学校」及び「吉野川高等学校」を開校しました。また、現在は「貞光工業高等学校」と「美馬商業高等学校」を再編統合する「つるぎ高校」の平成26年度開校に向け、準備を進めています。

*1 スクールプロフェッサー：本県で、児童生徒の問題行動のうち、学校だけでは解決が困難な事例に対応するための「学校問題解決支援チーム」を構成している高度で専門的な知識を有する医師、大学教授、社会福祉等の専門家を表す言葉として用いている。

基本方針 5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現

- 鳴門渦潮高等学校にスポーツ科学科、池田高等学校に探究科を設置するなど、生徒の多様なニーズや社会の変化に対応する学科再編や新学科の設置も実施しています。
- 「阿南市」及び「三好市・東みよし町」の2地域において、平成24年2月に「高校再編計画骨子(案)」を取りまとめ、広く県民の方々からご意見をいただきながら高校再編計画を策定します。
- 平成22年4月には「富岡東中学校」を開校し、併設型中高一貫教育校を全県に展開し、6年間をとおした計画的・継続的な教育活動を展開しています。

課題

- 高校再編計画を策定した2地域では、その計画に基づき、教育環境の整備、教育課程の編成等の検討を進める必要があります。
- これまでの高校再編や学科再編、中高一貫教育校の設置などの効果について検証を行うとともに、様々な教育課題に対応し、高校教育において魅力ある豊かな学びを創出する方策について検討する必要があります。

今後の取組

- 各高等学校が将来にわたり多様な教育や部活動を実施し、活力と魅力ある教育活動を展開していくため、引き続き高校再編を進めます。
- これまでの高校教育改革についての検証を行うとともに、中長期的な教育課題に対応した新たな高校教育の創造に取り組みます。

施策2 【特色ある学校づくり】

現状

- オンリーワンハイスクール実施校は、独自の企画による特色ある教育活動を生かし、積極的に地域連携や地域貢献を進めました。また各実施校は、学校のホームページや新聞等のメディアを活用した情報発信にも積極的に取り組むとともに、生徒活動発表会（展示及びプレゼンテーション）を開催し、普及活動に努めています。
- 盲学校・聾学校は、徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校として、平成26年4月からの両校併置による新校舎供用開始に向けて建築工事を進めるとともに、両校の連携・協働についてワーキンググループを設置し、学校運営などの協議を進めています。

課題

- オンリーワンハイスクール事業は、平成16年度から始まり、平成24年度で9年目となるため、今までの成果を生かした新たな展開をめざす必要があります。
- オンリーワンハイスクール事業のような、高校生の若々しい取組や研究を支援する事業だけでなく、グローバル社会を生き抜くための国家観を育成するための事業も必要です。

- 盲学校・聾学校は、併置のメリットを活かした教育について、具体的な計画を進めて実践するとともに、視覚障害・聴覚障害教育の拠点校として、センター的機能の充実に努める必要があります。

今後の取組

- これまでの地域貢献から、地域が一目置く取組が誕生していることに注目し、これらリーディングケースをさらに伸ばすことにより、全県的なレベルアップを図り、全国に発信できる徳島ならではの取組を行う日本のオンラインハイスクールをめざします。
- 世界の中の我が国と徳島の歴史を紐解きながら、日本人としてのアイデンティティを育成し、併せて、自身と我が国社会とのつながりを意識させる「公共」について考える取組を進めます。
- 盲学校・聾学校においては、それぞれの障害に応じた教育を行うとともに、重度・重複化に対応した指導や地域の学校への相談支援など、両校の持つ専門性を活かした取組を進めます。

施策3 【きめ細かな指導体制の整備】

現 状

- 子どもたちが、生き生きとした学校生活の中で、確かな学力を身に付け、心豊かに成長していくためには、教員が子どもと向き合う時間を確保し、一人一人に対するきめ細かな指導を推進していくことが必要です。
- これまで35人を上限とする少人数学級の編制対象の拡大を進めた結果、平成24年度には、小学1年から4年までと中学1年の各学年で少人数学級を実施しています。
- 少人数学級を実施していない小学校5・6年生や中学校2・3年生においては、25人以上の学級を有する全ての学校に、少人数グループ指導やチームティーチング指導等を実施するための教員を配置しています。
- 小学校段階から専門性の高い教育を推進するため、平成24年度には、「理科」「英語」の各教科について、計5名の専科教員^{*1}を配置しています。

課 題

- 新学習指導要領の円滑な実施やいじめ・不登校への対応など、学校の抱える課題が複雑多様化する中、子どもたちが、これまで以上に生き生きとした学校生活を送り、確かな学力を身に付けるためには、学習と生活の両面にわたるきめ細かな指導を推進していくことが求められています。

*1 専科教員：原則として学級担任が全ての教科を担当している小学校において、理科・書写・体育・図画工作・音楽・家庭など特定の教科を担任する教員のこと。

今後の取組

- 35人を上限とする少人数学級の編制対象学年を拡大し、少なくとも平成26年度までに小学校全学年において実施する体制を整えます。また、併せて少人数グループ指導やチームティーチング指導^{*1}に対応するための教員配置を行います。
- 専門性の高い教育を推進するため、小学校への「理科」「英語」等の専科教員の配置を拡充します。
- 児童生徒の実態や学校の実情に応じた教育を展開するため、退職教員や社会人等の人材登録制度等を活用して、学力向上等の支援を行います。

3 私立学校の振興

多様な教育サービスの選択肢を提供するため、私立学校の健全な運営や魅力ある学校づくりを支援し、公立学校との適切な連携・機能分担を進めます。

施策1 【私立学校の健全運営と魅力ある学校づくり】

現 状

- 公教育の一翼を担う私立学校は、それぞれ「建学の精神」に基づく独自の教育を通じ、県民に多様な教育サービスの選択肢を提供するとともに、グローバル社会など時代の要請に応える多様な人材の育成に大きく貢献しており、私立学校の存在そのものが、地域の活力につながっています。
- それぞれの私立学校では、コミュニケーションを重視した幼稚期からの英語教育、難関大学への進学に重点を置いた指導、優れた指導者の採用と有望な県外生徒の獲得によるスポーツ競技力の向上等、多様なニーズに対応するための特色ある教育を実践しています。
- 本県の私立学校在籍生徒等の割合は、高等学校では、全国平均30.3%に対し4.0%（平成24年5月時点）であるなど、全国平均を大きく下回っています。

課 題

- 少子化の進行に伴う生徒数の減少等により、私立学校の経営環境は厳しさを増しています。こうした中、私立学校が独自性を發揮し、県民の多様なニーズに応える教育機会を提供するためには、児童・生徒等の確保をはじめ、私立学校の経営を安定させるとともに、保護者負担の軽減を図る的確な支援が求められています。
- 少子化の進展、経済情勢が悪化する中、それぞれの私立学校が選ばれるためには、社会の変化や県民のニーズに合わせた、さらなる魅力ある学校づくりを進める必要があります。
- 引き続き、県内私立学校の特色、校風等についての情報を積極的に発信し、各学校はもとより、本県私立学校教育の認知度を高めていく必要があります。

*1 チームティーチング指導：複数の教員が協力して指導計画、学習指導案の作成等を行いながら授業を行うこと。

今後の取組

- 私立学校の教育条件の維持・向上と修学上の経済的負担の軽減を図るため、私立学校教育にかかる経常的経費への助成を行い、私立学校経営の健全性の向上を支援します。
- 経済的理由により就学が困難な者の負担を軽減し、教育機会の均等を確保するため、就学支援金を支給するとともに、授業料の軽減を行う私立高等学校等を支援します。
- 難関大学等への進学やスポーツ・文化活動等の推進など、魅力ある学校づくりの取組を支援するとともに、私立学校ならではの一層の特色づくり、預かり保育などの子育て支援の充実について、積極的に努力する学校を支援し、進学に伴う県外流出の抑止等を図ります。
- 私立学校の認知度を高めるため、各学校の特色ある教育内容や活動を発信するホームページ等を県の広報で紹介するなど、情報発信力の強化を支援します。

施策2 【公私立高等学校間の連携・機能分担】

現状

- 私立高等学校は、「建学の精神」に基づき、独自の教育を行っており、公私立高等学校全体で教育の多様な選択肢を提供しています。
- 県内トップクラスの大学進学実績を残すなど、学力を伸ばす教育のほかにも、豊かな人間教育、生徒の個性を伸ばすスポーツ教育など、きめ細やかな指導が行われており、本県学校教育における私立学校の役割とともに、県民からの期待も高まっています。
- 総合的な教育力の向上、スポーツ競技力の向上、文化振興など、全県的な取組が必要な分野について、公私立学校間の連携が十分とは言えない状況もあります。

課題

- 今後の生徒減少、さらには県財政が厳しい中、本県教育の一層の充実振興を図るには、公私立学校の現状や将来方針について相互認識を深めることにより、公私立学校間の機能分担や連携を強化するとともに、中長期的視野に立った教育振興施策が必要です。

今後の取組

- 公私立高等学校連絡協議会において、公私立学校間での情報共有や意見交換を活性化するとともに、公私立高校教育に関する諸問題について協議し、県内高校教育の充実、振興を図ります。
- 公立学校教職員を対象とする研修への私立学校教職員の参加など、教職員研修等人材育成面の連携を促進し、教育水準の向上を図ります。
- スポーツ施設設備や優秀な指導者などの物的・人的資源を有効に活用できるよう、学校間の連携を促進し、県全体のスポーツ競技力の向上等を図ります。

4 希望に導く教職員の育成

これからの中等教育を担う教職員には、教職に対する強い使命感や高い倫理観はもとより、探究力や教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力、専門職としての高度な知識・技能、さらには、豊かな人間性や社会性等の総合的な人間力が求められています。そのために、教員採用選考審査の改善により、より優秀な人材の確保を図るとともに、教職生活全体を通じて学び続ける教員を支援するなど、教職員の資質能力向上に向けた仕組みづくりや研修の充実に努めます。

また、メンタルヘルス^{*1}対策や健康管理対策等を行い、教職員が安心して教育活動に専念し、その能力を存分に発揮できるよう支援策を推進します。

施策1 【優秀な教員の確保】

現 状

- 優秀な人材を確保するという観点から、教員採用審査においては、筆記審査のほか、実技、面接、模擬授業等といった多様な試験を実施し、教員にとって必要とされる専門知識に加え、教職に対する使命感や意欲、豊かな人間性や実践的な指導力等を総合的に評価しています。特に、面接においては、集団面接と個人面接の実施や民間面接官の導入など、多角的に人物評価を行っています。
- 高度な専門的知識や技能を有する社会人を教員に採用するとともに、学校体育・スポーツの充実や競技力向上を図るために、特別選考を導入しています。

課 題

- いじめや不登校への対応、キャリア教育やICTを活用した教育の推進、グローバル人材育成やスポーツ競技力向上など、学校が抱える諸課題に対応するため、高い資質や能力に加え、優れた人間性を備えた教員を、多様な分野から確保する必要があります。

今後の取組

- 教員採用選考審査の結果を検証し、他県における取組等を勘案しつつ、よりよい人材を確保できるよう、特別選考の在り方や審査方法の改善を図ります。
- 教員養成系の大学を中心に、県内大学はもちろん、近県の大学を訪問するなど、積極的な広報活動に努め、優秀な人材の確保を図ります。

施策2 【教員の資質能力向上】

現 状

- 教職員の資質向上に向けて、自主研修を奨励するとともに、校内研修(OJT^{*2})を充実するため、指導主事等による学校訪問や各種資料の提供を行っています。

*1 メンタルヘルス：mental health。「精神保健」と訳され、精神（心）の健康を保つこと。

*2 OJT：on-the-job trainingの略。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

- 県教育委員会が主催する研修においては、教職員のライフステージに合わせ、経験年数や役職等に応じて実施する研修のほか、学校組織マネジメント等に関する研修や今日的な教育課題や教科指導等に対する知識技能の習得を目的とする研修など、総合教育センターを中心に多種多様な研修を実施しています。
- 教育に関する視野を広げ、教科や教職に関する高度な専門的知識や実践的指導力を習得するため、教職大学院や国の研修センターのほか、海外の教育施設や社会体験のための各種施設などに長期派遣を行っています。
- 指導が不適切である教員に対して、指導改善研修を実施しています。
- 教職員の資質能力開発や学校組織の活性化をめざして資質向上プログラムを実施しています。
- 平成21年度にコンプライアンス^{*1}推進室を設置し、県教育長を本部長とする推進本部体制を確立し、各所属では、コンプライアンス推進員を中心に研修計画を立て、コンプライアンス意識の醸成に取り組んでいます。
- 「コンプライアンスハンドブック」「ケース集」「ケース集Ⅱ」「ケース集Ⅲ」を研修・啓発用ツールとして作成及び配付し、コンプライアンス意識の高揚を図っています。

課題

- いじめや不登校への対応、キャリア教育やICTを活用した教育の推進、グローバル人材育成やスポーツ競技力の向上、学校組織の活性化などといった学校が抱える諸課題に対応するため、教員の資質能力向上が求められています。
- 特別支援学校の教員及び特別支援学級担任等は、障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な指導や必要な支援ができるための専門性をさらに向上させる必要があります。
- コンプライアンスの取組に緊張感を持った新たな取組が必要となっています。
- 不祥事から教訓を引き出し、教材化することが必要となっています。

今後の取組

- 本計画で推進する施策の実現や社会の急激な変化に伴い複雑高度化する諸課題へ対応するため、必要とされる知識技能の修得とともに豊かな人間性や社会性等といった総合的な人間力を高める研修等の充実を図ります。
- 特別支援学校に勤務する教員及び特別支援学級担任等の教育職員免許法認定講習の積極的な受講を推奨し、特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図ります。
- これまでの取組を拡充させ、全教職員の「コンプライアンス意識」の更なる高揚を図るための多様な研修を行います。
- コンプライアンス推進室から講師を派遣して各所属におけるコンプライアンス研修の充実を図ります。

*1 コンプライアンス：一般的には「法令遵守」と訳されるが、法令や規則だけにとどまらず、社会の規範やルール、マナーまで含めて遵守すること。

施策3 【メンタルヘルス・健康維持】

現 状

- メンタルヘルス対策では、専門家のアドバイスが受けられる教職員相談事業や各学校での研修に専門相談員を講師として派遣する出前講座を実施するとともに、メンタルヘルス不調に至った教職員に対し、早期・適切に対応できる管理者を養成する管理者支援講座や公立学校共済組合との共催によるセルフマネージメントセミナー等を開催し、心身ともに充実した健康状態をめざすための施策を実施します。また、復職への支援として「職務復帰プログラム」の実施のほか、職場復帰後のメンタル不調の再発を防止するために臨床心理士を派遣し、面談を行う教職員職場復帰支援事業を実施するなど、具体的な対応を行っています。
- 健康管理対策については、教職員の健康診断等実施により、健康状況の把握や生活習慣病等の早期発見に努めるとともに、平成20年度から制度化された特定健康診査^{*1}及び特定保健指導^{*2}に積極的に対応し、教職員の健康の保持増進を図っています。

課 題

- うつ病やストレス関連疾患が原因の休職者について、文部科学省の調査では、教職員の平成23年度の精神性疾患による病気休職者は2年連続で減少し5,274人(病気休職者全体の61.7%)となりましたが、平成14年度と比べると約2倍の高水準となっています。本県においても、平成23年度の病気休職者のうち、精神性疾患による休職者数が35人(同55.6%)となるなど深刻な状況にあります。このような中で、メンタルヘルス対策の充実が一層必要となっています。心の病気の予防として気軽にカウンセリング等ができる体制の周知を引き続き図るとともに、職場復帰した教員のメンタル不調による再発を防止するための、具体的な支援策を実施し、復帰した教員が心の健康を維持し、管理職員が適切に支援できる環境を整える必要があります。
- 生活習慣病を予防するための特定健康診査及び特定保健指導の積極的活用を推進する必要があります。

今後の取組

- 教職員が安心して教育活動に専念しその能力を存分に發揮できるよう、健康管理に努めるとともに、メンタルヘルス対策に対応したスムーズな職場復帰と再発防止の支援施策に取り組み、心身の健康管理対策の更なる充実に努めます。
- メンタルヘルスについての知識やストレスへの対処行動を身につける実践的な研

*1 特定健康診査：医療保険者（国保・被用者保険）が、40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健診。

*2 特定保健指導：医療保険者（国保・被用者保険）が、特定健康診査により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）その必要度に応じて実施する、「情報提供」・「動機付け支援」・「積極的支援」の保健指導。

修の充実に努めます。また、職場不適応状態に陥った教職員が、早期に必要なケアを受けることができるよう、専門機関と連携し、多様な相談窓口を利活用するとともに、各種施策について継続的な広報活動により利用促進を図ります。

5 教育機関の運営体制の充実

教職員の校務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を増加させるために、ICTを活用した校務の情報化に取り組みます。

徳島県教育振興計画を着実に実施していくために、外部有識者委員からなる徳島県教育行政点検・評価委員会を開催し、教育振興計画の進捗状況について、点検・評価を実施し、県議会に報告するとともに、毎年度末に、次年度に向けた事業内容や達成目標等について検討を行い、計画の改善見直しを実施します。

施策1 【校務の情報化】

現 状

- 新学習指導要領の段階的施行、また、社会情勢の変化等に伴い、教育課題は多様化の一途にあり、これに伴い、教職員の校務負担も増大を続けているため、校務支援のためのシステムの導入など学校の情報化を推進することにより、教職員の校務負担を軽減し、教職員が児童生徒と向き合う時間等を増加させる必要があります。

課 題

- 校務の多忙化等により、教職員の授業研究、教材作成等の時間が十分に確保できていない現状があります。

今後の取組

- 校務支援システムの導入などにより、教職員の校務負担の軽減を図り、児童生徒一人一人の状況に応じた指導ができる環境を整えます。

施策2 【徳島県教育振興計画の進行管理】

現 状

- 徳島県教育振興計画を進行管理することにより、今日的な教育課題に対応し、効果的な教育行政の推進と県民への説明責任を果し、学校をはじめとした教育機関の活動のみならず、教育委員会の事務の管理・執行状況について見直しを図っています。
- 教育振興計画の事業内容や達成目標等の改善・見直しを実施しています。また、徳島県教育行政点検・評価委員会を開催し、外部学識経験者が前年度分の教育振興計画の進捗状況等について点検・評価しています。

課題

- 毎年度、教育振興計画の改善・見直しを図っていますが、「計画・実行・評価・改善」の4段階で業務を継続的に改善する「PDCAサイクル」による見直しを、より積極的に実施する必要があります。また同様に、教育委員会の活動を点検・評価することにより、本県教育行政の各種施策の効果的・効率的推進や組織運営の充実を図る必要があります。

今後の取組

- 点検・評価及び改善・見直しを行うにあたっては、学識経験者の知見を活用し、次年度以降の施策の改善に努めます。
- 点検・評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、県のホームページを通じて、分かり易く公表します。

基本方針5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現

第5章 施策と成果目標

1 成果目標達成への工程

ここでは、第4章において記載した施策に取り組んだ結果、「どのようになるか。」あるいは「どのように変わるか。」を成果目標として示しています。

また、成果目標達成への工程を管理するための成果指標を示しています。

工程：仕事や作業を進めていく順序・段階。また、その進みぐあい。

成果指標：物事を判断したり評価したりするための目じるしとなるもの。

基本方針	推進項目	施策	成果目標	成果指標
基本方針1 新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現	1 キャリア教育の推進	1 キャリア教育の推進体制の確立及び充実	キャリア教育推進計画を策定し、組織的・系統的なキャリア教育が実践されています。	キャリア教育推進計画の策定・推進
		2 キャリア発達を促すための体験的な活動の推進	児童生徒の社会的・職業的自立に向けた基礎的な能力の向上や勤労観・職業観の育成を図るため、県下全域における職場体験やインターンシップの取組が進んでいます。	公立高校におけるインターンシップの実施率
		3 産学官連携、高大連携の推進	企業や関係団体等と連携し、専門教育の充実に取り組むとともに、学科の異なる専門高校が連携する高度な教育が実践されています。また、高校生に対し、大学の専門性を生かした講義・講演等を行うことを通し、専門的な分野・領域への興味・関心や自己の将来を考える機会の充実が図られています。	産学連携事業実施校数(累計) 大学から高校へ出向きに行う出張講義や大学において行う高校生対象の講義・実験・実習等の実施
	2 グローバル化に対応した教育の推進	1 外国語(英語)教育・国際理解教育・国際交流の推進	外国語教育の充実や国際交流の推進により、児童生徒がグローバルマインドを育んでいます。	海外からの教育旅行受入推進、短期語学研修や長期留学の推進、学校内における国際理解教育の推進
		2 帰国・外国人児童生徒に対する教育の充実	日本語指導が必要な児童生徒への支援が充実し、学校内に相互理解の取組が進んでいます。	日本語教育支援の実施及び異文化に対する相互理解教育の推進
	3 ICT活用能力の育成	1 ICTを活用した教育の推進	教職員の指導力の向上が図られ、授業等におけるICTの活用が進んでいます。	ICTを活用した授業実践の研修参加者数(累計)
		4 スポーツ文化の創造	1 競技スポーツの振興 2 スポーツを通じた幸福で豊かな生活の創造	国民体育大会天皇杯順位の向上 鳴門渦潮高校のスポーツ科学機器を活用した体力測定人数
	5 伝統文化の継承と文化芸術の創造	1 文化芸術活動の推進	ジュニア層の育成、強化が進み高等学校の競技力が向上し本県出身の選手が全国大会で活躍しています。	徳島県スポーツ推進計画の着実な推進
		2 伝統文化と文化財の保存・継承	県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみスポーツを通じて地域が活性化しています。	学校で文化芸術活動に関する授業ができる芸術家や団体の登録数(累計)
基本方針2 生き抜く力を育てる教育の実現・社会を	1 確かな学力の育成	1 学力向上策の推進	「阿波っ子 学びのススメ10か条」を活用した教育活動が展開され、「自ら考え、判断し、表現できる子ども」の育成に向けた取組が進んでいます。	ふだん一日10分以上読書をする児童生徒の割合
		2 幼稚園・小学校・中学校の連携	発達や学びの連續性の観点から円滑な接続が図られています。	「全国学力・学習状況調査」における、書く力を伸ばすための指導の実施率
		3 コミュニケーション能力の育成	児童生徒が、様々な人とふれあい、伝え合う楽しさや喜びを実感する取組が進んでいます。	幼稚園・小学校・中学校における合同研修会等の連携のための取組の推進 授業や行事等において、児童生徒が様々な人とコミュニケーションを図るための取組の推進

各成果指標の平成29年度までの工程を示しています。「単位」の欄には数値目標を指標に採用している場合の単位、「基準値(基準年度)」の欄には基準とする数値等とその年度を示しています。「平成29年度までの工程」には、平成25年度から平成29年度までの具体的な工程を示し、「ページ」の欄は、施策が掲載されているページを示したものです。

工程に示した数値について、水準を維持することが重要なものについては、前年度と同じ数値を掲げているものがあります。

単位	基準値 (基準年度)	平成29年度までの工程					ページ
		H25	H26	H27	H28	H29	
一	一	策定	推進	推進	推進	推進	21
%	77.3(H23)	75	80	80以上	80以上	80以上	22
%	96.5(H23)	98	100	100	100	100	
校	3 (H24)	6	9	12	15	18	23
一	一	推進	推進	推進	推進	推進	
一	一	推進	推進	推進	推進	推進	24
一	一	推進	推進	推進	推進	推進	26
人	831 (H24)	1,200	1,600	2,000	2,400	2,800	27
位	国体天皇杯順位46 (H24)	30位台	30位台	30位台	30位台	30位台	28
人	250 (H24)	300	300	300	300	300	
一	徳島県スポーツ推進 計画の策定(H24)	推進	推進	推進	推進	推進	30
人	160 (H24)	165	170	174	177	180	31
回	254回 (H23)	260	250	260	260	270	
一	一	モデル校での実 施	モデル校での実 施	モデル校での実 施	全公立中学校で の実施	全公立中学校で の実施	32
%	小学校5年生 70.1%(H23)	78.0	78.0	80.0	80以上	80以上	34
%	中学校2年生 58.1% (H23)	66.0	68.0	70.0	70以上	70以上	
%	小学校6年生 87.5% (H24)	88.5	89.5	90.5	91.5	92.5	
%	中学校3年生 82.9% (H24)	84.5	85.5	86.5	87.5	88.5	
一	一	推進	推進	推進	推進	推進	36
一	一	推進	推進	推進	推進	推進	37

基本方針	推進項目	施策	成果目標	成果指標
知・徳・体の調和がとれる社会を生き抜く力を育てる教育の実現 基本方針2	2 豊かな心の育成	1 道徳教育の充実	命を大切にする心や他人を思いやる心、郷土の伝統や文化について理解を深める体制が整備されています。	県小中学校教育研究会道徳部会、徳島県道徳教育推進協議会等との緊密な連携
		2 豊かな心をはぐくむボランティア活動の推進	学校におけるボランティア教育の充実や家庭・地域・ボランティア団体等との連携が緊密に図られ、継続的に学校や地域でのボランティア活動が進められています。	各学校における、児童生徒のボランティア活動への参加機会の設定
		3 環境教育の推進	新学校版環境ISOの認証取得が進み、学校での環境学習の学びが家庭や地域へ波及しています。	新学校版環境ISO認証取得校数(累計)(従前の学校版環境ISO認証取得校数含む)
	3 健やかに生きる力の育成	1 学校体育の充実と運動習慣の確立	全国体力運動能力調査結果における全国順位が向上しています。	全国体力運動能力調査結果における全国順位
		2 学校における食育の推進	地元の食材をつかった学校給食が「生きた教材」として活用されるとともに、栄養教諭、学校栄養職員の専門性を生かした「食に関する指導」が充実しています。	栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導実施校(公立小中学校)
		3 学校保健の充実	子どもの健康課題に対応するため、地域の実態に応じた健康問題解決への体制づくりが進んでいます。	学校給食における地場産物の活用率 健康課題に対する地域検討会、研修会、講演会等の開催回数(累計)
	4 個性がひらく特別支援教育の推進	1 相談支援体制の充実	特別な支援が必要な幼児児童生徒一人一人に対する「個別の教育支援計画」が作成・活用され、関係機関の連携による一貫したきめ細かな支援がされています。	ニーズに応じた「個別の教育支援計画」の作成率
		2 就労支援の充実	特別支援学校では、事業所等で適性に応じた就業体験を積極的に行うとともに、特別支援学校高等部の生徒を対象とした「技能検定」が開発・実施され、生徒の働くための意欲や技能の向上が図られています。	特別支援学校の就業体験協力事業所数(累計) とくしま特別支援学校技能検定受検者数
		3 発達障害教育の充実	「みなど高等学園」を核とした、教育・福祉・医療・保健・労働等の機関をつなぐネットワークを利用した相談支援が進むとともに、各園・学校において、発達障害の特性を理解した教員等による教育活動の展開と有効な指導方法の情報提供が進んでいます。	関係機関のネットワークを利用した高等学校相談校数 「徳島県発達障害教育研究会」における参加校数
	5 行動につながる人権教育の推進	1 教育活動全体を通じた人権教育の充実	「徳島県人権教育推進方針」に基づき、学校の教育活動全体を通じて人権教育が推進されています。また、校内外の研修が充実され、教職員の人権意識や指導力が高まっています。	徳島県人権教育推進方針の改定・推進 人権教育研究校の指定校数 ライフステージに応じた人権研修回数 人権教育指導員の派遣要請の回数 人権尊重の思いを伝える作品募集の応募作品数
		2 自主的な活動の推進	中学校・高等学校及び特別支援学校の生徒が交流する機会が設けられ、人権について理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図り、様々な人権問題を解決する実践力が育っています。	中・高生による人権交流集会参加人数
	6 豊かな感性を育む芸術文化活動の推進	1 芸術文化活動の活性化	児童生徒が優れた芸術文化に触れたり、体験する機会の充実が図られ、豊かな感性や情操が養われています。	学校での芸術家等活動回数(累計)

単位	基準値 (基準年度)	平成29年度までの工程					ページ
		H25	H26	H27	H28	H29	
一	一	推進	推進	推進	推進	推進	38
一	一	推進	推進	推進	推進	推進	40
校	220 (H24)	240	250	255	260	265	41
順位	全国平均以下 (H22)	35位以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	42
%	65% (H24)	70	75	80	85	90	43
%	国の基準 (目標値) 30%	31	32	33	34	35	
回	20 (H24)	30	45	60	75	80	44
%	73.7% (H24)	76	78	80	82	85	45
事業所	300 (H24)	350	400	450	450	450	46
人	65 (H24)	100	110	120	130	140	
校	5 (H24)	10	15	15	15	15	46
校	30 (H24)	45	60	75	90	100	
一	改定準備 (H24)	改定	周知	推進	推進	推進	47
校	8 (H24)	8	8	8	8	8	
回	4 (H24)	4	4	4	4	4	
回	287 (H23)	290	290	290	300	300	
作品	3,000 (H21~24平均)	3,000	3,100	3,200	3,300	3,500	
人	412 (H24)	420	420	440	440	450	48
回	100 (H24)	170	210	240	270	300	49

基本方針	推進項目	施策	成果目標	成果指標		
基本方針3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現	1 学校・家庭・地域の連携の推進	1 学校・家庭・地域の連携	学校・家庭・地域が一体となった教育上の総合的な取組が推進され、一人一人を大切にした教育の充実が図られています。	「とくしま教育の日(週間)」の効果的な事業の実施		
				全小学校区での放課後や休日ににおける体験活動等の実施率		
	2 家庭の教育力の向上			読書活動を推進するイベントへの参加者数(累計)		
				人権教育総合推進地域の指定数		
	2 とくしまの教育力の活用	1 学校の応援団づくり	家庭教育に関する学習機会を活用し、基本的生活習慣の確立をはじめとした家庭教育の重要性がより一層理解されるとともに、家庭教育支援者を中心に家庭教育支援の交流の輪が広がっています。	家庭教育に関する学習機会を提供する講座数(累計)		
				「早寝 早起き 朝ごはんにエコ活」表彰者(団体含む)数(累計)		
		2 開かれた学校づくり		学校支援地域本部・学校サポートーズクラブの取組や、学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト等の活動により、学校・家庭・地域の連携協力が推進され、地域の教育力の向上が進んでいます。		
				学校サポートーズクラブ設置市町村数		
	3 幼児期の成長を支える取組の推進	1 幼児教育の充実	学校評価システムの改善・充実やコミュニティ・スクールの導入、県立学校の特色を生かした地域開放などに取り組むことで、地域に開かれ信頼される学校づくりが進んでいます。	「県立学校地域開放プラン」の展開		
				学校評価結果を広く公表している学校の割合		
		2 預かり保育の充実		コミュニティ・スクールモデル校数(累計)		
				「スーパー・オンライン・ハイスクール事業」実施校のうち、各分野の全国大会に出場した取組(累計)		
	4 社会教育における人権教育の充実	1 生涯学習の視点に立った人権教育の充実	NIPPON探究スクール事業」実施校のうち、各分野の全国大会に出場した取組(累計)	幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携への取組状況		
				(再掲)家庭教育に関する学習機会を提供する講座数(累計)		
		2 幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに対応した交流活動や研修会、研究会等の人権に関する多様な学習活動が展開され、同和問題をはじめ様々な人権問題について理解が進んでいます。		保育記録等の活用による指導計画・保育内容の評価・改善		
				人権の視点に立ったサークル活動や交流の回数		
基本方針3 地域の教育に貢献する人材の育成	5 地域の教育に貢献する人材の育成	1 人権教育推進者の養成	社会教育における人権教育を推進するために、市町村の推進担当者を対象として、講演会、体験的参加型による研修、情報交換等が行われ、人権教育推進者の養成と資質向上が図られています。	生涯にわたる人権に関する学習機会の充実		
				社会教育における人権教育推進者養成数		
	2 スキルを社会に還元する機会の充実			学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト認定数(累計)		

単位	基準値 (基準年度)	平成29年度までの工程					ページ
		H25	H26	H27	H28	H29	
-	-	シンボルマークを使った広報・啓発	効果的な事業の実施	効果的な事業の実施	事業の充実	事業の充実	
%	76 (H23)	82	85	86	88	90	
人	9,080 (H23)	9,500	10,000	11,000	12,000	13,000	51
地域	2 (H24)	2	2	2	2	2	
回	53 (H24)	60	70	80	90	100	53
人	14 (H24)	16	19	22	25	28	
市町村	5 (H23)	15	24	24	24	24	54
-	展開 (H24)	展開	全校展開	取組内容の充実	取組内容の充実	取組内容の充実	
%	75 (H24)	90	100	100	100	100	
校	13 (H24)	14	14	16	18	20	55
事例	0 (H24)	4	8	12	16	20	
事例	0 (H24)	0	1	2	3	-	
-	-	推進	推進	推進	推進	推進	56
回	53 (H24)	60	70	80	90	100	
-	-	推進	推進	推進	推進	推進	57
回	5 (H24)	5	5	10	10	15	58
-	-	推進	推進	推進	推進	推進	
人	48 (H24)	48	48	48	48	48	59
人	14 (H24)	20	スペシャリストの活動の充実	スペシャリストの活動の充実	スペシャリストの活動の充実	スペシャリストの活動の充実	59

基本方針	推進項目	施策	成果目標	成果指標
夢と希望に向かって学び続ける教育の実現	1 多様なニーズに対応した学習機会の提供	1 学習支援体制の充実	生涯学習情報システムにより多様な学習情報が県民に提供されるとともに、マナビィセンターでは、生涯学習関係の各種コーナーを設けて学習支援が行われています。	マナビィセンターの利用者数(累計)
		帰国・外国人児童生徒に対する教育の充実(再掲)	日本語指導が必要な児童生徒への支援が充実し、学校内に相互理解の取組が進んでいます。(再掲)	日本語教育支援の実施及び異文化に対する相互理解教育の推進(再掲)
	2 学びの環境の充実	1 文化的森総合公園文化施設の充実	文化的森総合公園の施設を活用し、幅広い層の県民に親しまれる事業の実施や文化活動の機会が提供されています。	文化的森総合公園各文化施設入館者総計(累計)
		2 ライフステージ等に応じた学習環境の充実	公民館等において、地域住民のニーズに応じた講座や催し物の充実が図られ、生涯学習の場としてライフステージに応じた地域住民の学習機会が提供されています。	ライフステージ等に応じた講座や催し物の提供
	3 郷土とくしまから学ぶ機会の充実	1 郷土とくしまに気づき学ぶ機会の充実	子どもたちが、郷土の自然や文化に対して理解を深められるよう、学校での文化的森の利用が促進されるとともに、所蔵資料の貸出や職員の講師派遣が進んでいます。	博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館の学校への講師派遣回数
		2 伝統文化の継承と活用	学校や保存団体による伝統文化・文化財の継承と活用が進み、児童生徒の郷土とくしまを愛する心が育まれています。	保存団体による継承・活用事業の開催への支援 ふるさと人材バンクの登録人数(累計)
	4 文化遺産を活用した学びの場づくり	1 文化財の保存と活用	県内所在の文化財についての基礎調査や埋蔵文化財調査が行われ、新たな文化財指定が進むとともに、防災対策などその保護や文化財を活かした地域づくり・人づくりが進められています。	史跡等指定・選定数(累計) (追加指定を含む) 国・県指定文化財件数(累計)
		2 いにしえ夢街道	文化財を単体ではなく、夢のあるストーリーを持つ「群」として捉え、県民の参加・参画と協働を得ながら総合的に活用することにより、文化財を活かした地域づくりをめざす「いにしえ夢街道」の実現に向け、各地域の取組が広がっています。	文化財防災対策の実施 活用ゾーン設定数(累計) いにしえ講演会参加人数(累計)
	5 学び続ける場と機会の充実	1 各種団体の活性化・人材育成	生涯学習・社会教育関係職員などを対象とした研修会が実施され、人材育成が進んでいます。	生涯学習・社会教育関係職員対象の研修
		2 学習成果を社会に還元する機会の充実	総合大学校の受講生や各種生涯学習講座の修了生がまなびー人材バンクに登録し、指導者として学習成果を社会に還元しています。	生涯学習情報システムの団体・人材新規登録者数(累計)
	6 生涯スポーツの振興	1 生涯スポーツの充実	総合型地域スポーツクラブが競技力向上の活動拠点として、また子どもたちの健全育成や健康づくりの拠点として活発に活動しています。	総合型地域スポーツクラブ会員数
安全・安心で魅力あふれる教育の実現	1 安全・安心などくしまの学校づくり	1 自然災害から命を守る教育環境の整備	県立学校や市町村立学校の耐震化が進むことにより、児童生徒が、安全・安心に学ぶことのできる教育環境の整備が進んでいます。 さらに県立学校については、災害時の避難所としての役割も十分果たせるように、必要な施設・設備の強化・充実が進んでいます。	学校施設耐震化率 県立学校避難所施設強化・充実事業の実施校
		2 自然災害等から命を守る教育の推進	災害時において、自ら判断し危険を回避する力と、積極的な社会へ貢献する力の育成が進んでいます。	県立学校の「防災クラブ」の設置数(累計)
		3 登下校・部活動・体育授業時の安全確保	登下校時や学校における児童生徒の安全を確保する取組が進んでいます。	スクールガード(学校安全ボランティア)の登録数 学校管理下において、熱中症の症状を呈して医療機関を受診した児童生徒数
		4 教育相談体制の充実	いじめ・不登校はじめとする児童生徒の多様な悩みに対応するため、充実した教育相談体制が整備されています。	スクールカウンセラーの職務に対する学校の評価(満足度) スクールソーシャルワーカー配置数

単位	基準値 (基準年度)	平成29年度までの工程					ページ
		H25	H26	H27	H28	H29	
人	46,877 (H23)	48,000	49,000	50,000	51,000	52,000	61
一	一	推進	推進	推進	推進	推進	62
万人	1,702 (H23)	1,840	1,910	1,980	2,050	2,120	63
一	一	年代別のニーズ の調査・研究	年代別のニーズ の調査・研究	ライフステージに 応じた学習機会 の提供	ライフステージに 応じた学習機会 の提供	ライフステージに 応じた学習機会 の充実	63
回	53回 (H23)	毎年50回以上	毎年50回以上	毎年50回以上	毎年50回以上	毎年50回以上	64
一	一	推進	推進	推進	推進	推進	65
人	60 (H24)	65	68	71	73	75	
一	13件 (H24)	14	15	16	16	17	66
件	国指定94 (H24)	95	95	96	96	97	
	県指定333 (H24)	334	335	336	337	338	
一	一	文化財ハザード マップの作成	文化財個別カル テの作成	文化財個別カル テの作成	文化財防災対策 の充実	文化財防災対策 の充実	
一	6ゾーン (H24)	7ゾーン	8ゾーン	8ゾーン	8ゾーン	8ゾーン	
人	300 (H24)	450	600	700	800	900	67
回	一	2	2	2	2	2	
件	30 (H23)	90	120	130	140	150	69
人	7,800 (H24)	8,600	9,500	10,300	11,100	12,000	70
% %	県立学校 74.5% (H24. 4. 1)	85	90	100%	—	—	71
	市町村立学校 85.8% (H24. 4. 1)	90	95	100%	—	—	
%	事業着手校 25% (H24)	事業着手校 50%	事業着手校 65%	事業着手校 90%	事業着手校 90% (太陽光発電装 置5校設置)	事業着手校 90% (太陽光発電装 置9校設置)	
校	10 (H24)	15校以上	20校以上	25校以上	全県立中学校・ 高校に設置	全県立中学校・ 高校に設置	
人	9,271 (H24)	11,000	12,000	12,000	12,000	12,000	73
人	48 (H24)	40人以下	40人以下	40人以下	40人以下	40人以下	
%	—	80%	85%	90%	95%	95%以上	74
人	9 (H24)	9	10	10	11	11	

基本方針	推進項目	施策	成果目標	成果指標
安全・安心で魅力あふれる教育の実現 基本方針5	社会の変化に対応した魅力ある学校づくり	1 新たな高校教育の創造	高校再編により魅力ある教育活動が展開されるとともに、社会の変化に対応した高校教育の創造が進んでいます。	再編高校の開校
		2 特色ある学校づくり	県立高校における徳島ならではの取組が全国に向けて発信されています。また、徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校が併置され、視覚障害・聴覚障害教育の拠点校として教育活動が展開されるとともに、両校教員の連携・協働による取組が進んでいます。	(再掲)「スーパー・オンライン・ワン・ハイスクール事業」実施校のうち、各分野の全国大会に出場した取組(累計) (再掲)「NIPPON探究スクール事業」実施校のうち、各分野の全国大会に出場した取組(累計)
		3 きめ細かな指導体制の整備	教員が子どもと向き合う時間が確保され、児童生徒一人一人にきめ細やかな指導が実施されています。	徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校両校教員の連携・協働による、地域の学校等への相談支援回数 35人を上限とする少人数学級編制
	私立学校の振興	1 私立学校の健全運営と魅力ある学校づくり	私立学校教育にかかる経常的経費等への支援により、私立学校の教育条件の維持・向上、経営の安定化、魅力ある学校づくりが進むとともに、修学上の経済的負担の軽減が図られています。	私立学校教育の質の向上、教育の多様性の確保
		2 公私立高等学校間の連携・機能分担	公私立高等学校連絡協議会において、公立高等学校間での意思疎通が活性化され、県内高校教育の充実・振興が図られています。	公私立高等学校連絡協議会の開催
	希望に導く教職員の育成	1 優秀な教員の確保	専門知識、使命感、豊かな人間性や指導力に優れた職員が採用されています。	県内外大学における教員採用に係る説明会
		2 教員の資質能力向上	学び続ける教員の支援や研修の充実により、専門性の向上など教職員の資質能力が向上しています。また、全教職員の「コンプライアンス意識」の更なる高揚を図る取組が進んでいます。	キャリア教育、グローバル化に対応した教育及びICTを活用した教育の推進を図るための研修への参加者数(累計) 教諭の「特別支援学校が対象とする障害種に対応した免許状」の保有率
		3 メンタルヘルス・健康維持	教職員が心身ともに健康を維持できる取組みが進んでいます。	各県立学校・市町村教育委員会におけるコンプライアンス研修(要請)の実施回数(累計) 精神科医等による相談事業、メンタルヘルスマネジメントセミナー、職場復帰支援事業等の実施
	教育機関の運営体制の充実	1 校務の情報化	ICTを活用した校務の情報化が進んでいます。	特定健康診査・特定保健指導への積極的な対応による教職員の健康の保持増進 県立学校への総務事務・学校支援システムの導入
		2 徳島県教育振興計画の進行管理	徳島県教育振興計画の進行管理と教育に関する事務の点検・評価により、県民への説明責任が果たされるとともに効果的な教育行政が行われています。	改善・見直しの実施 点検・評価委員会の開催

単位	基準値 (基準年度)	平成29年度までの工程					ページ
		H25	H26	H27	H28	H29	
一	1地域再編計画策定 (H24)	開校準備	再編高校開校	再編統合準備	再編統合準備	再編統合校設置	75
一	—	報告書作成	個別計画策定・ 実施	個別計画策定・ 実施	個別計画策定・ 実施	計画実施	
事例	0 (H24)	4	8	12	16	20	
事例	0 (H24)	0	1	2	3	—	76
件	—	連携準備	300	350	400	400	
一	小学校1~4年・中学校1年に導入 (H24)	導入拡大	小学校全学年・ 中学校1年に導入	小学校全学年・ 中学校1年に導入	小学校全学年・ 中学校1年に導入	小学校全学年・ 中学校1年に導入	77
一	—	支援	支援	支援	支援	支援	78
一	—	推進	推進	推進	推進	推進	79
回	14 (H24)	16	16	16	16	16	80
人	—	800	1,600	2,400	3,200	4,000	
%	72 (H23)	80	80	80	80	80	80
回	9 (H24)	20	40	60	80	100	
一	—	予防的取組・復職 支援促進	予防的取組・復職 支援促進	予防的取組・復職 支援促進	予防的取組・復職 支援促進	予防的取組・復職 支援促進	
一	—	生活習慣の改善促進	生活習慣の改善促進	生活習慣の改善促進	生活習慣の改善促進	生活習慣の改善促進	82
一	—	推進 (総務事務システムの 導入)	推進 (学校支援システムの 導入)	推進	推進	推進	83
一	—	実施	実施	実施	実施	実施	
一	—	実施	実施	実施	実施	実施	83

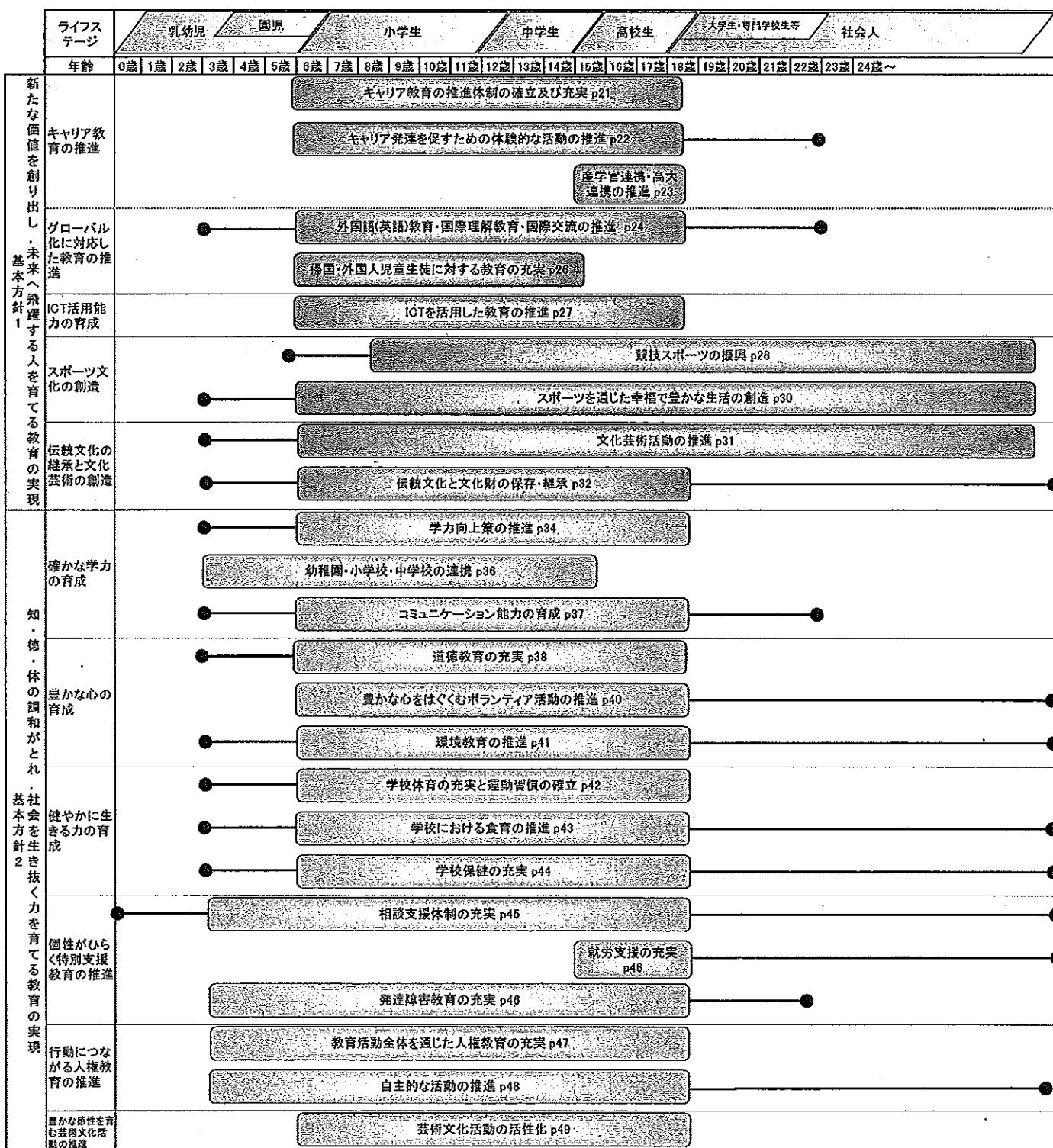
2 ライフステージから見る施策体系

施策の名称 記載ページ

施策の対象ステージ

● 施策と関連があるステージ

「ライフステージから見る施策体系」では、各施策ごとにどの年齢が施策の対象となっているかを図で示しています。また、施策の直接の対象とはなっていない年齢でも、施策と関連がある場合は実線で示しています。



ライフステージ	乳幼児	園児	小学生	中学生	高校生	大学生・専門学校生等	社会人																		
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳~
人権を尊重し・社会基本方針で取り組む教育の実現	学校・家庭・地域の連携の推進																								
	とくしまの教育力の活用																								
	幼稚期の成長を支える取組の推進	幼稚教育の充実 p56																							
		預かり保育の充実 p57																							
	社会教育における人権教育の充実																								
	地域の教育に貢献する人材の育成																								
	多様なニーズに対応した学習機会の提供																								
夢と希望に向かって基本方針で学び続ける教育の実現	学びの環境の充実																								
	郷土とくしまから学ぶ機会の充実																								
	文化遺産を活用した学びの場づくり																								
安全・安心で魅せる教育の実現	学び続ける場と機会の充実																								
	生涯スポーツの振興																								
	安全・安心なとくしまの学校づくり																								
希望に導く教職員の育成	社会の変化に対応した魅力ある学校づくり																								
	私立学校の振興																								
	教育機関の運営体制の充実																								

第6章 推進体制

教育は、社会を構成する国民一人一人がそれぞれの立場で責任を持って取り組み、関わる必要があります。学校・家庭・地域の連携を含め、すべての徳島県民が参加してつくる「オンリーワン教育」を実現し、本計画の目標を達成するために、次の点に留意しながら本県教育の振興に取り組みます。

1 役割分担及び協働・連携

県では、この計画の着実な実施に向け、基本理念や基本目標に込められた思い、各施策の目的等が、教育関係者や保護者をはじめ広く県民の方々に理解され、共有されるよう、各種広報誌や県のホームページなど様々な媒体の活用や説明会の開催により、分かりやすい情報発信・広報活動に努め、計画の周知を図ります。また、計画に基づく各施策の取組・推進状況についても、県民の方々に対して周知に努めます。

計画の効果的な推進にあたっては、県と市町村、学校、家庭、地域、N P O^{*1}、民間事業者、その他関係機関等との役割分担及び協働・連携が重要です。

そのため、おおむね次のような役割をそれぞれが果たしていくことが大切であると考えます。

県	<ul style="list-style-type: none">・徳島県教育振興計画の広報・周知、進行管理と改善見直し・教育事業の実施、県立学校設置者としての教育の実施・市町村が行う教育活動に対する指導・助言・援助等
市町村	<ul style="list-style-type: none">・市町村立学校設置者としての教育の実施・市町村における教育事業の実施
学校	<ul style="list-style-type: none">・「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」(生きる力)を身につけた児童生徒の育成・安心して学習できる教育環境の提供
家庭	<ul style="list-style-type: none">・家族の絆を深めること・生活体験を通して、生活習慣の確立や善惡の判断などの規範意識の基盤等を身に付けること
地域	<ul style="list-style-type: none">・子どもたちが安心して活動できる地域づくり・子どもたちへの多様な体験の提供
N P O、 民間事業者、 その他関係機関等	<ul style="list-style-type: none">・オンリーワン教育への参画 (それぞれの持ち味を生かした教育への貢献、スキルの社会への還元など)

*1 N P O : Non-Profit Organizationの略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。このうち、「N P O法人」とは特定非営利活動促進法（N P O法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

県、市町村は、地域における教育に対するニーズを的確に把握し、実情に応じた施策を策定・実施することにより、地域の期待に応え、それぞれの役割を果たすことが必要です。

県としては、県立学校の設置者として教育を実施し、市町村が行う教育活動に対する指導・助言・援助等を行い、市町村は小・中学校等の設置者として、義務教育を中心とした教育活動の責任を担うなど、県と市町村が適切に役割分担を行い、計画の推進に連携して取り組みます。

また、子どもたちの教育は、家庭や学校関係者はもとより、すべての県民の方々が子どもたちの成長にかかわる当事者として、「かかわり」「つながり」ながら共に取り組んでいく必要があります。

そのため、家庭、地域、NPO、民間事業者、その他関係機関など多様な主体と行政が、協働・連携することにより、本県総ぐるみで次代を担う子どもたちの教育に取り組む仕組みづくりを進めます。

さらに、教育が円滑かつ継続的に実施されるためには、必要な財政上の措置を講じていくことが重要となります。これからの中島県を支えるたくましい人づくりを実現するために、関連部局との連携を図りながら、必要な予算確保に努めるとともに、財政上必要な措置がなされるように、国に対し提言等の働きかけを行います。

2 進行管理

教育に対するニーズや社会・経済情勢など様々な事情の変化に対応するため、計画の進捗状況やその成果について把握し、進行管理を行うとともに、県政運営指針である「いけるよ！中島行動計画」との整合性を保ちつつ、事業内容等の見直しを行う必要があります。

そのため、毎年度、施策や事業の検証と進捗状況の自己評価を行うとともに、第三者機関である教育行政点検・評価委員会を開催し、外部学識経験者の知見を活用した進行管理を実施し、その結果を公表します。

また、PDCAサイクルによる評価手法を活用し、点検・評価の結果などに基づき、事業内容等の見直しを実施するとともに、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改定など教育を取り巻く状況の変化に応じて、計画内容の適時・適切な見直しを行います。

参考(策定経過等)

1 徳島県教育振興計画(第2期)策定までの経過

◇平成23~24年度

月 日	会 議 名 等	審 議 内 容 等
平成23年度 2月17日	審議会公募委員の募集開始	3月12日まで
平成24年度 4月 1日	審議会員任命	22名(うち公募2名)
5月15日	第1回審議会	諮問・策定趣旨等説明
7月20日	第2回審議会	基本理念・基本目標・体系等
10月 1日	第3回審議会	計画素案
11月12日	第4回審議会	中間とりまとめ案
12月 4日	パブリックコメントによる県民意見の募集開始	1月4日まで
1月17日	第5回審議会	答申案
1月24日	徳島県教育振興計画(第2期)の答申	
3月14日	徳島県教育振興計画(第2期)の議決	
3月15日	徳島県教育振興計画(第2期)の策定	

2 徳島県教育振興審議会委員

氏 名	役 職 等
会長 田中 雄三	鳴門教育大学学長
副会長 桑原 恵	徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部教授
副会長 坂口 裕昭	徳島インディゴソックス球団・球団代表
栗飯原 一平	徳島県中小企業団体中央会会长
石井 博	徳島県市町村教育委員会連合会副会長
市原 清	生光学園中・高等学校校長
川端 恵子	徳島県国公立幼稚園長会会长
黒田 尚美	阿波市社会福祉協議会土成支所長
堺 隆弘	徳島新聞社論説副委員長
阪根 健二	鳴門教育大学大学院学校教育研究科教授
椎野 正敬	徳島県高等学校P.T.A連合会会长
高畠 富士子	A.W.Aおんなあきんど塾会員
辻 明彦	徳島大学工学部副学部長
徳山 富子	鴨島東中学校校長
中川 朋子	J.I.C.A四国 国際協力推進員
中村 昌宏	徳島文理大学総合政策学部長
原田 幸	徳島県青年連合会副会長
福島 明子	四国大学経営情報学部講師
美馬 恒子	板野支援学校校長
由宇 典代	公募委員
吉田 朝子	城東高等学校校長
吉野 美保	公募委員

※ 敬称略